



渡良瀬川地域森林計画書

(渡良瀬川森林計画区)



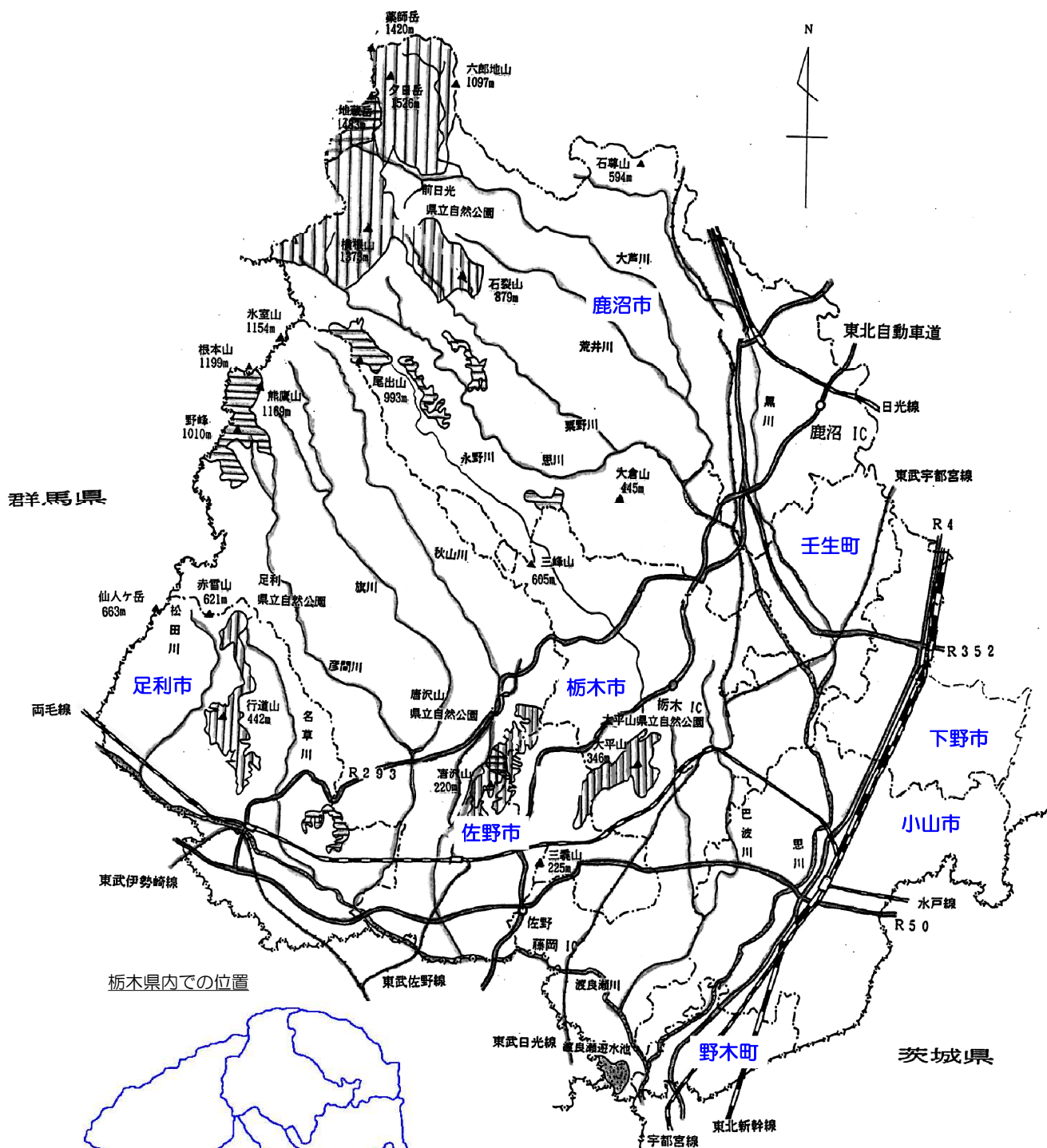
スギの人工林(鹿沼市粟野地内)

計画期間 { 自 令和 4(2022)年4月 1日 }
 { 至 令和14(2032)年3月31日 }

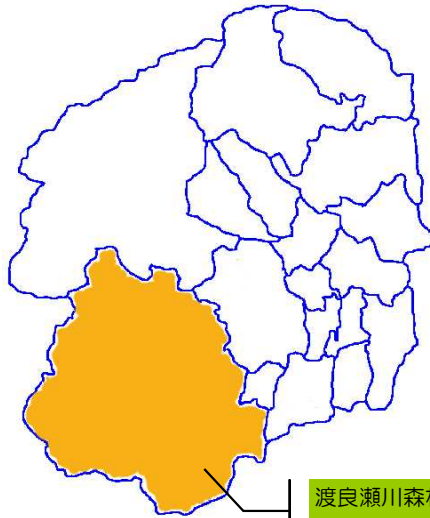
樹立年月日 令和3(2021)年12月24日

栃 木 県

渡良瀬川森林計画区の位置図



栃木県内での位置



渡良瀬川森林計画区

凡	例		
---+---+---+---	県境界	⊕	県立公園
-----	市町村境界	⊗	国有林
-----	計画区境界	====	道路
—+—+—+—+—+—+—	J R 線	~~~~~	河川
—+—+—+—+—+—+—	私鉄他		

目 次

計画にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---------------------------------	---

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	
(1) 位置及び面積・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 自然的背景・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 社会・経済の状況・・・・・・・・	3
(4) 計画区の森林・林業等の状況	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	12

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	14
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	15
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	16
(3) 計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等	18
2 その他必要な事項	18
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	19
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	20
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	22
(2) 天然更新に関する指針	23
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	24
3 間伐及び保育に関する基本的事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	25
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	25
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	26
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	29

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	30
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	30
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	31
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	31
(5)	林産物の搬出方法等	31
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	32
(2)	森林経営管理制度の活用に関する方針	32
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	32
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	33
(5)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	33
(6)	その他必要な事項	34
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	36
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	36
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	36
(4)	その他必要な事項	36
2	保安施設に関する事項	
(1)	保安林の整備に関する事項	36
(2)	保安施設地区に関する事項	36
(3)	治山事業に関する事項	37
(4)	特定保安林の整備に関する事項	37
3	鳥獣害防止に関する事項	
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	37
(2)	その他必要な事項	38
4	森林の保護に関する事項	
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	38
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	38

(3) 林野火災の予防の方針	38
第5 保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	39
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	39
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	39
(3) その他必要な事項	39
第6 計画量等	
1 伐採立木材積	40
【参考】主伐面積	41
【参考】素材生産量	42
2 間伐面積	43
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	44
4 林道の開設又は拡張に関する計画	
(1) 林道の開設・拡張計画	45
(2) 基幹路網の現状	51
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	52
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	53
(3) 実施すべき治山事業の数量	54
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	55
7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	55
第7 その他必要な事項	
1 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法等	57
2 制限林の区分別の施業方法	65
3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域	66

参考資料

1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	67
(2) 土地利用の現況	68
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表	69
(2) 制限林普通林別森林資源表	72
(3) 市町村別森林資源表	73
(4) 所有形態別森林資源表	74

(5) 制限林の種類別面積	75
(6) 樹種別材積表	76
(7) 特定保安林の指定状況	76
(8) 荒廃地等の面積	77
(9) 森林の被害	78
(10) 防火線等の整備状況	78
3 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林家数	79
(2) 森林経営計画の認定状況	80
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	81
4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動	82
(2) 森林以外より森林への異動	83
5 その他	
(1) 持続的伐採可能量	84

計画にあたって

1 森林計画制度について

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源としての経済活動との結びつきなど、多くの働きで私たちの暮らしを支える大切な存在です。

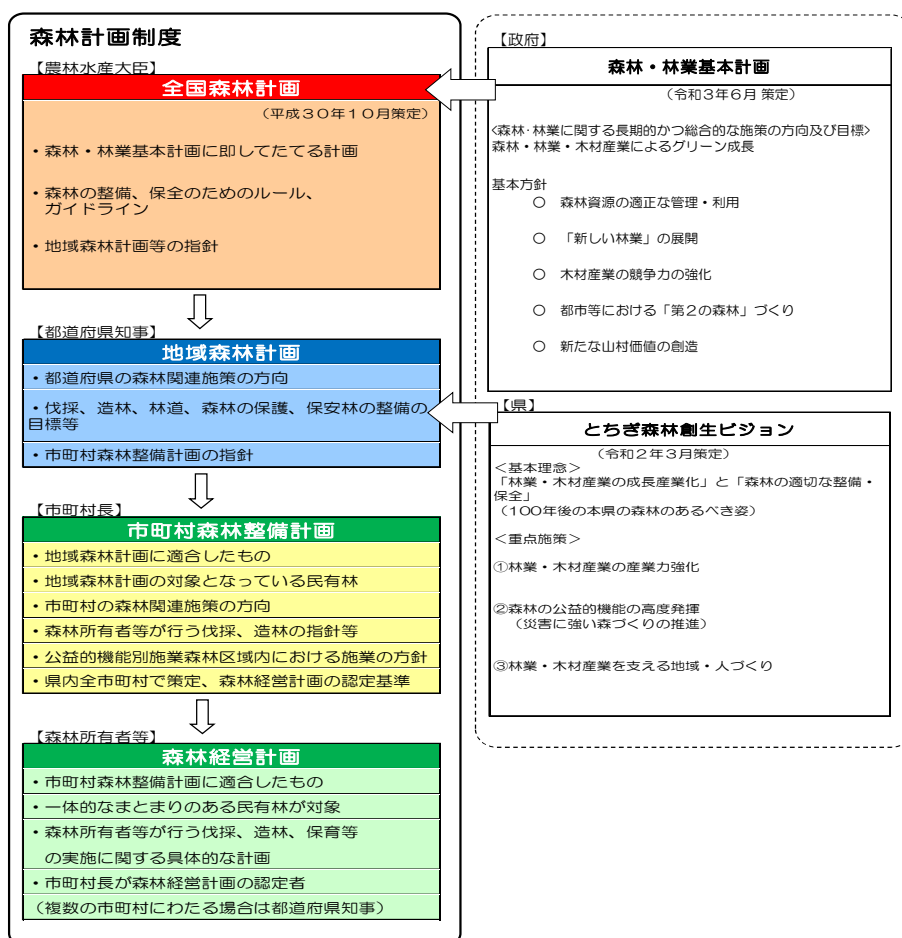
無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給にも支障をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成には長い年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではありません。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いの推進が必要であることから、森林法において森林計画制度が定められています。

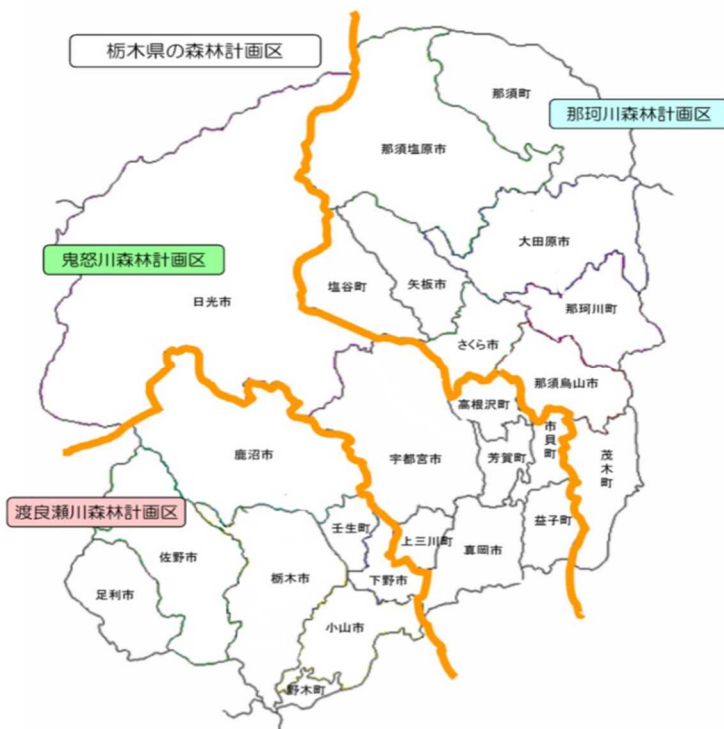
2 地域森林計画について

地域森林計画は農林水産大臣の定める森林計画区毎に都道府県知事がたてるもので、森林関連施策の方向と地域的特性に応じた森林整備や保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の指針となることを目的とするものです。

本計画は全国森林計画に即し、県の分野別計画である「とちぎ森林創生ビジョン」の内容を踏まえ策定しています。



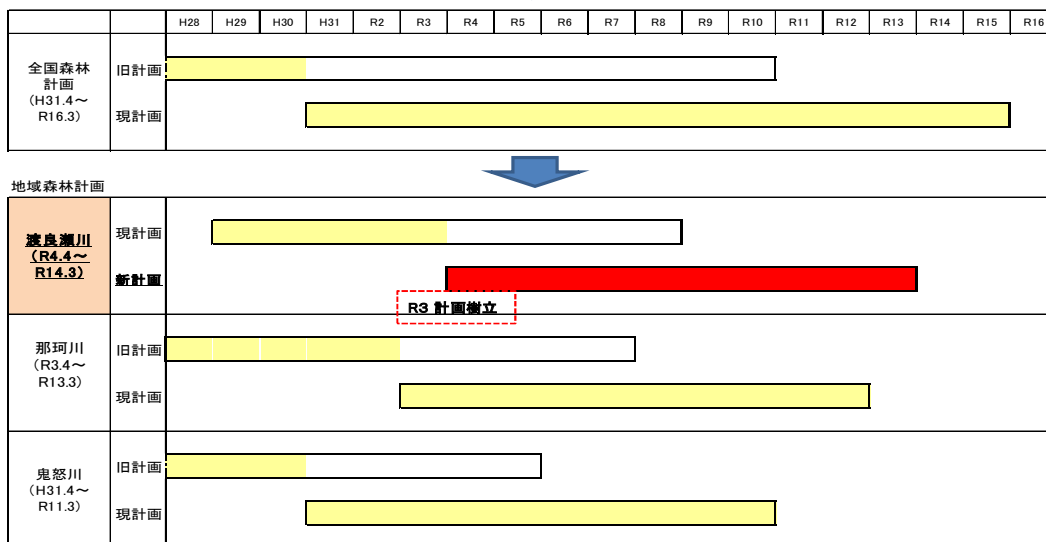
全国には158の森林計画区があり、栃木県には「那珂川森林計画区」「鬼怒川森林計画区」「渡良瀬川森林計画区」3つの計画区があり、計画区毎に10年を1期とする計画を5年ごとに作成しています。



【該当する市町】

- 那珂川森林計画区
大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 茂木町 塩谷町 那須町 那珂川町
- 鬼怒川森林計画区
宇都宮市 日光市 真岡市 上三川町 益子町 市貝町 芳賀町 高根沢町
- 渡良瀬川森林計画区
足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 下野市 壬生町 野木町

全国森林計画と地域森林計画の計画期間



I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

本計画区は県の南西部に位置し、東と北は鬼怒川森林計画区、西は群馬県、南は埼玉県、茨城県に接し、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市ほか2町からなっています。総面積は169千haで県土の約26%を占めています。

(令和3年4月1日現在、全国都道府県市町村別面積調(国土地理院))

(2) 自然的背景

ア 地 勢

(ア) 山 系

本計画区の北西部は、男体山などの日光火山群に連なり、夕日岳や地藏岳などの山岳地からなっています。東方に向かうに従い傾斜が緩い山地が続き、東部は都市や関東平野の一部を構成する平地が広がっています。

(イ) 水系

群馬県との県境付近を流れる渡良瀬川に向かい、北西方向から思川、秋山川、旗川、名草川などの中小河川が流入しています。

イ 地質及び土壌

(ア) 地 質

西部に連なる足尾山地は、長い地質時代を通じて受けた地殻運動で多くの褶曲や断層が生じ、複雑な地質構造を持っています。主として中・古生代の砂岩・頁岩・チャートから形成されているが、北部の横根山や夕日岳周辺には中生代花崗岩・石英斑岩が広がり、南部の葛生地区には石灰岩が馬蹄形をなして分布しています。

中央部から南部の平野部は、更新統上部砂礫層及び沖積層が堆積しています。

(イ) 土 壌

森林地帯は、褐色森林土が標準的な分布を示しており、水分環境などの違いから、尾根部には乾性褐色森林土壌、山腹下部や沢筋には湿性褐色森林土壌が分布しています。

平野部は、鹿沼市から栃木市に至る以西の地域では灰色低地土が広く分布していますが、それ以东の地域では黒ボク土が分布しています。なお、渡良瀬川左岸や渡良瀬遊水地の北部においては、一部グライ土が分布しています。

ウ 気 候

本計画区の気候は、北西部の山岳地と南東部の平野部に大別でき、標高差も著しいことから気候にも差異が見られますが、全般的には太平洋型気候に属し、冬季は乾いた冷たい北西の季節風が吹きます。年平均気温は14℃前後、年間降水量は1,300mm前後であり、積雪は北西部の山岳地を除いてほとんど見られません。

(3) 社会・経済の状況

ア 人 口

本計画区の人口は、県総人口の約41%に当たる804千人で、人口密度は476人/

km²であり、県の人口密度 303 人／km²を大きく上回っています。なお、人口の 8 割以上が、足利市・小山市・佐野市を中心とした計画区南部から南東部の平野部に集中しています。

(令和元(2019)年10月1日現在、栃木県統計年鑑 令和元(2019)年版(栃木県統計課))

イ 産 業

本計画区の総生産額は 35,554 億円で、県全体の約 38%を占めています。産業別に見ると、第1次産業が約 1%、2次産業が約 49%、3次産業が約 50%となっており、製造業、不動産業、卸・小売業、社会福祉業が主体です。

産業別就業者の総数は 399 千人で、第1次産業 18 千人(約 4%)、第2次産業 134 千人(約 34%)、第3次産業 247 千人(約 62%)であり、第2次産業及び第3次産業に就業者が多い傾向があります。

(平成 31(2019)年3月31日現在、市町村民経済計算(栃木県統計課))

(平成 27 年国勢調査)

ウ 土地利用の状況

本計画区の土地 169 千 ha のうち、森林が 43%を占めており、農用地が 24%、宅地が 11%、その他が 22%となっています。

(平成 31(2019)年1月1日現在、栃木県統計年鑑)

エ 交通網

本計画区には、首都圏と連絡するJR東北新幹線、JR宇都宮線、JR両毛線、JR水戸線、東武日光線、東武伊勢崎線、東北自動車道、北関東自動車道、国道4号、国道50号、国道293号などの交通ネットワークが整備されています。

(4) 計画区の森林・林業等の状況

ア 森林の概況

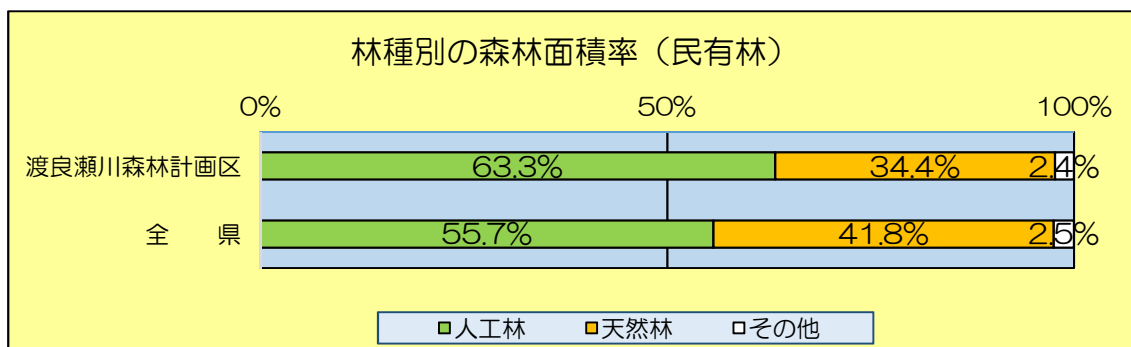
本計画区の森林は北西部から南西部にかけて偏在し、そのうち民有林は、70 千 ha で全体の 96%を占めています。人工林率は 63%と県内3計画区の中で最も高くなっています。

(ア) 林種別の森林面積(民有林)

単位：ha

区 分	人工林	天然林	その他	合計	人工林率
渡良瀬川森林計画区	44,293	24,064	1,653	70,010	63.3%
全 県	122,640	92,091	5,515	220,246	55.7%

(令和 4(2022)年3月31日現在の森林 GIS による算出)

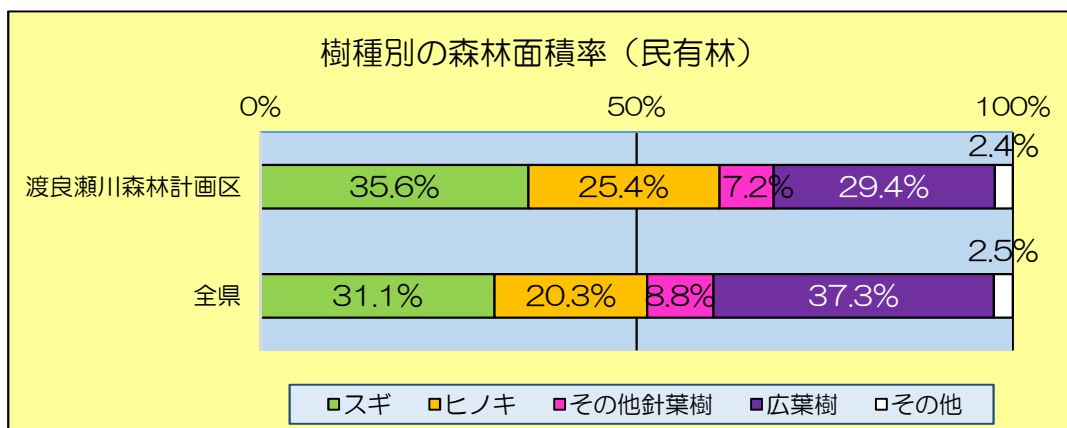


(イ) 樹種別の森林面積（私有林）

単位：ha

区 分	渡良瀬川森林計画区		全 県	
	森林面積	構成比	森林面積	構成比
スギ	24,907	35.6%	68,600	31.1%
ヒノキ	17,812	25.4%	44,670	20.3%
その他針葉樹	5,071	7.2%	19,403	8.8%
広葉樹	20,570	29.4%	82,061	37.3%
その他	1,650	2.4%	5,512	2.5%
計	70,010	100.0%	220,246	100.0%

(令和4(2022)年3月31日現在の森林GISによる算出)



イ 林 業

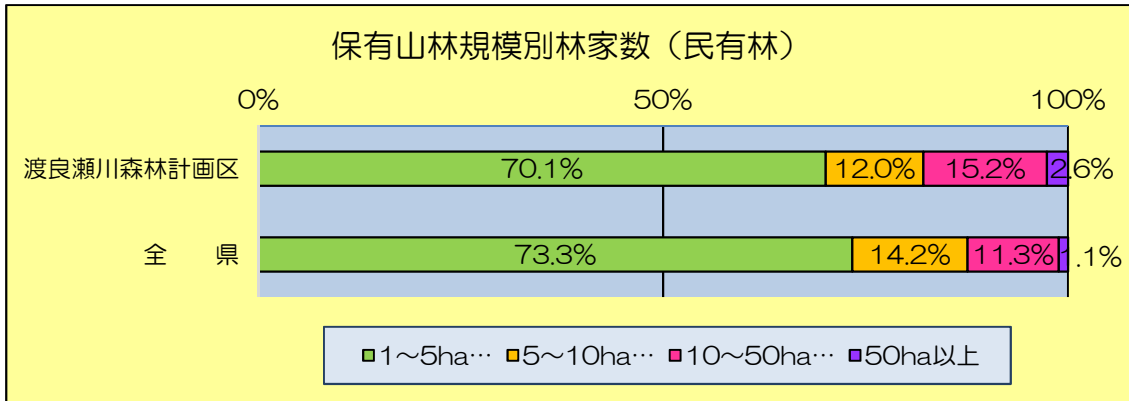
鹿沼市及び足利市から佐野市にかけての山地は、古くからスギ・ヒノキの人工林施業が盛んな地域です。小規模森林所有者が主体ですが鹿沼市においては、他地域と比べ大規模森林所有者の割合が多く、属人的な経営が主流となっています。

(7) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区分	総数	1~5ha 未満	5~10ha 未満	10~50ha 未満	50ha 以上
渡良瀬川森林計画区	3,063	2,147	369	467	80
全 県	13,774	10,103	1,962	1,555	154

(2020 農林業センサスによる算出)

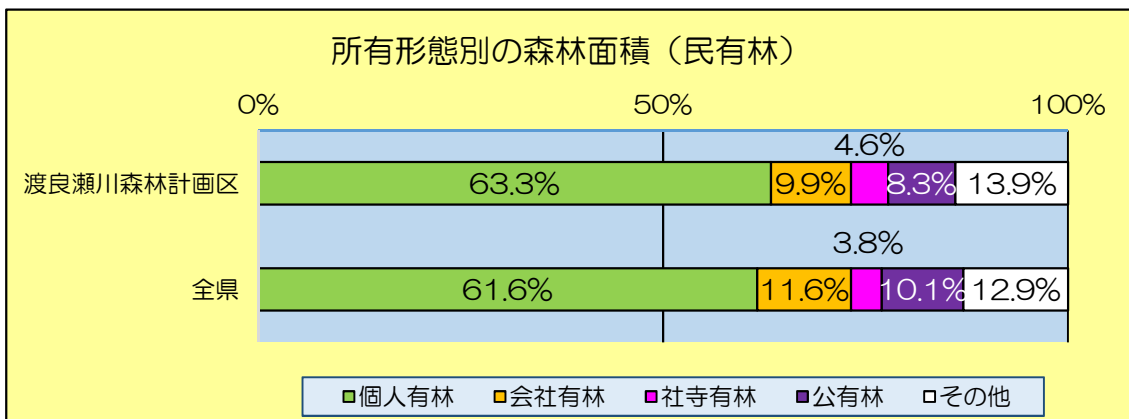


(1) 所有形態別の森林面積

単位：ha

区分	渡良瀬川森林計画区		全 県	
	森林面積	構成比	森林面積	構成比
個人有林	44,351	63.3%	135,665	61.6%
会社有林	6,902	9.9%	25,502	11.6%
社寺有林	3,216	4.6%	8,317	3.8%
公有林	5,840	8.3%	22,306	10.1%
その他	9,700	13.9%	28,455	12.9%
計	70,010	100.0%	220,246	100.0%

(令和 4(2022)年 3 月 31 日現在の森林 GIS による算出)



ウ 森林の公益的機能

本計画区の森林は、地域内及び下流都県の重要な水源となっており、水源の涵養^{かんよう}、山地災害防止等、森林の持つ多様な機能を発揮しています。

また、森林の公益的機能の維持増進のため、計画区内の約38%の民有林が保安林に指定されています。

なお、本計画区内には4つの県立自然公園があり、都市近郊からの保健休養の場としても広く利用されています。

【保安林の現況面積】

単位：ha

区 分	計	水源かん 養保安林	土砂流出 防備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	防風 保安林	水害・干 害防備 保安林	保健保安林	
								兼種 保安林
渡良瀬川森林 計画区	26,516	21,059	5,279	12	-	178	233	(245)
(構成比)		36%	25%	15%	-	29%	3%	3%
全 県	81,224	59,235	20,968	81	21	618	8,904	(8,603)

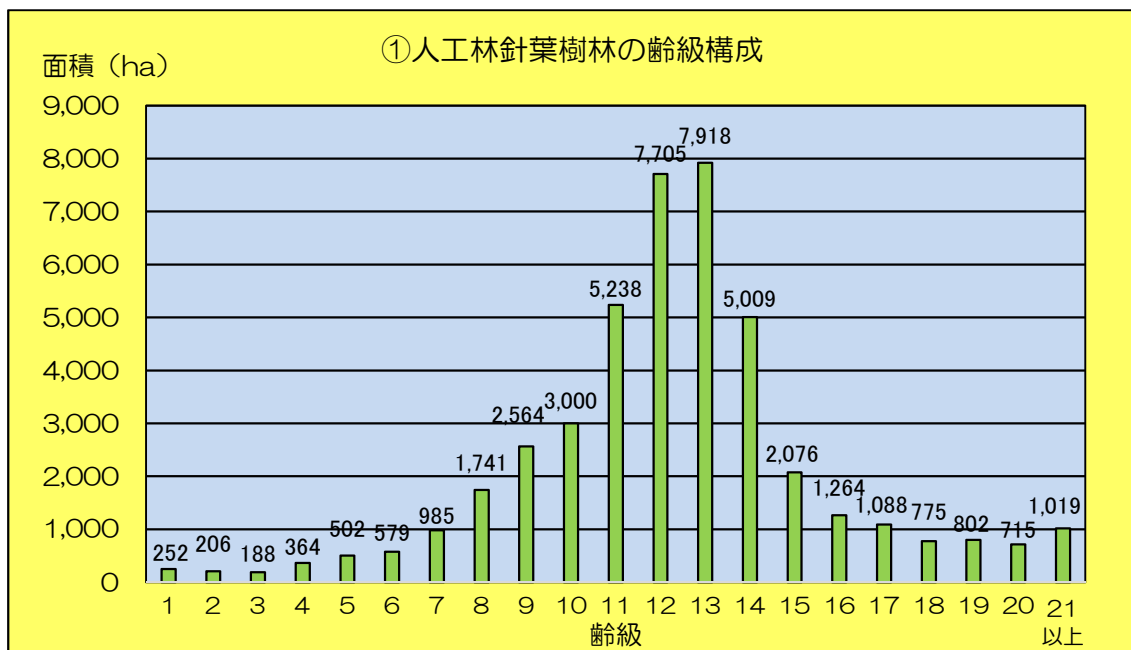
(注) 保健保安林の右欄()書きの数字は、兼種保安林で内数です。

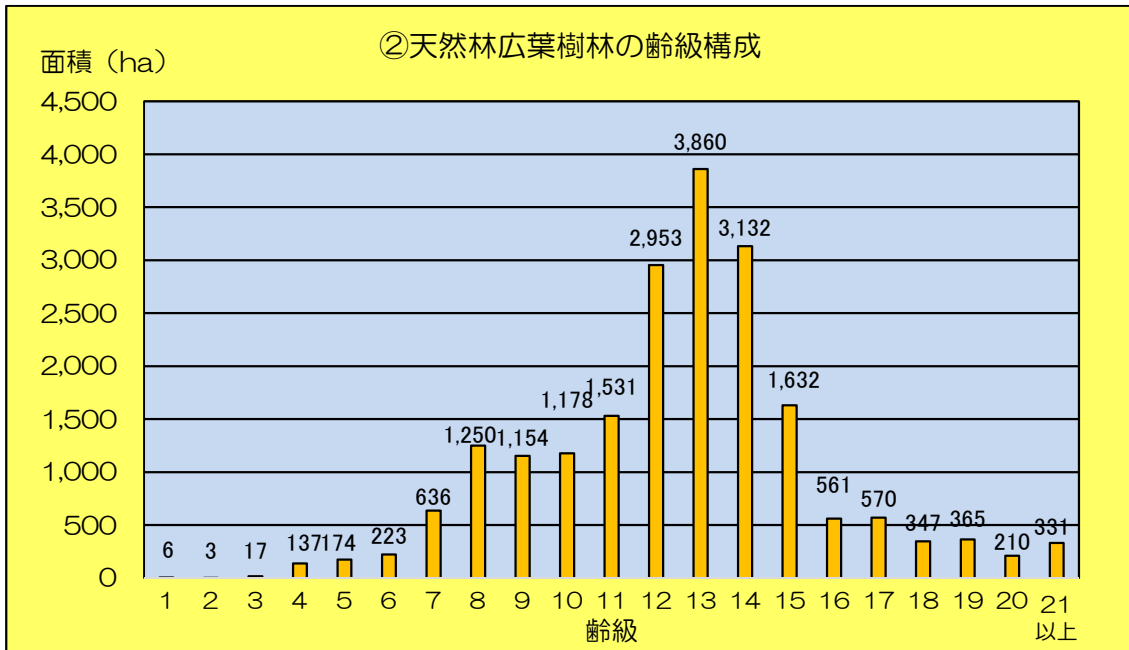
令和3(2021)年3月31日時点の保安林面積です。

全県の土砂流出防備保安林面積の中に鬼怒川計画区の落石防止保安林2haを含みます

エ 森林資源

本計画区には、戦後間もなく造成された多くの人工林があり、齢級構成のピークが13齢級のピラミッド構造となっています。





才 路 網

本計画区は地形が急峻であることから、林内路網密度が約 33m/ha と県平均と比べて低位となっています。

カ 森林被害

本計画区北西部の人工林では、シカによる林木への食害・剥皮被害が甚大な状況となっています。また、令和2年度における松くい虫による被害は約 2 千 m³ であり、県全体の 28% を占めています。

単位 面積：ha、材積：m³

区 分	シカ被害面積		クマ被害面積		松くい虫被害材積	
	面積	構成比	面積	構成比	材積	構成比
渡良瀬川森林計画区	18	64%	1	6%	1,648	28%
全 県	28		16		5,978	

(注) シカ・クマ：令和2年度の新規被害面積（実損面積（被害区域面積×被害率））

松くい虫：令和2年度の被害材積

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積及び間伐面積

ア 計画と実行状況

(ア) 伐採立木材積

単位 材積：千 m³、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	370	725	1,095	283	417	700	76	58	64
針葉樹	350	725	1,075	275	417	692	79	58	64
広葉樹	20	-	20	8	-	8	40	-	40

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

(イ) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
10,300	5,635	55

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

イ 実行結果の概要及びその評価

主伐、間伐ともに「とちぎ森林創生ビジョン」で掲げる目標達成に向け素材生産体制の整備・強化に努めてきましたが、令和元年東日本台風（台風19号）被害の影響により、主伐は、計画量を下回りました。

間伐は、平成29年度で奥山林整備事業が終了したことにより、計画量を下回りました。

(2) 人工造林・天然更新別面積

ア 計画と実行状況

単位 面積：ha、実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,050	1,034	98	850	773	91	200	261	131

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

イ 実行結果の概要及びその評価

更新面積の総数は、98%とほぼ計画通りの実行率となりました。

なお、主伐の実行面積に対し、人工造林・天然更新の実行面積が多い理由として

は、伐採施業と植栽施業の実施時期にズレがあることや天然更新の完了基準となるまでに複数年（2～3年）を要すること等が挙げられます。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

ア 計画と実行状況

単位 延長：m、実行歩合：%

区分	開設延長			改良延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	17,550	1,139	6	52,930	4,677	9
基幹林道	0	0	0	4,300	2,112	49
その他	17,550	1,139	6	48,630	2,565	5

- (注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。
 2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。
 3 基幹林道とは、広域の利用区域面積（概ね 1,000ha 以上）を対象とする林道です。

イ 実行結果の概要及びその評価

開設、改良ともに土地所有者等の地域の合意が得られなかったこと及び令和元年東日本台風災等の影響により計画量を下回りました。

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

(ア) 計画と実行状況

単位 面積：ha、実行歩合：%

保安林の種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源涵養	1,200	1,138	95	-	0	皆増
土砂流出防備	-	178	皆増	-	0	皆増
土砂崩壊防備	-	-		-	-	
水害防備	-	-		-	1	皆増
干害防備 (保健)	- (-)	58 (58)	皆増 (皆増)	-	0 (0)	皆増
計	1,200	1,374	115	-	1	皆増

- (注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。
 2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

(イ) 実行結果の概要及びその評価

土砂流出防備保安林、干害防備保安林及び保健保安林の指定については、計画量を上回り実行していますが、水源かん養保安林の指定は計画を下回りました。

全体数量の計画値は上回っているため、適切な指定目的にあわせて保安林指定を実行した結果であると推察されます。

イ 保安施設地区の指定

本計画区では該当ありません。

ウ 保安施設事業（治山施設）

(ア) 計画と実行状況

単位 地区数：箇所、実行歩合：%

施行地区数		
計画	実行	実行歩合
65	101	155

- (注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量です。
 2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量です。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量です。

(イ) 実行結果の概要及びその評価

国庫補助事業の積極的な導入により、計画を上回る施工を実行した結果、災害の早期復旧を図ることができました。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「全国森林計画」に即し、森林関連施策の方向と地域的な特性に応じた森林整備や保全の目標、達成するための誘導方法及び計画量を明らかにするとともに、市町村が策定する「市町村森林整備計画」の指針となることを目的に策定します。

計画の策定にあたっては、前計画の実行結果とその及び評価を踏まえつつ、県の分野別計画「とちぎ森林創生ビジョン」の施策目標及び目指す方向性、施策内容を、本計画区の特性を踏まえて反映させた計画とします。

【本計画区の特性】

本計画区は、県内でも温暖な気候であり、森林土壌は通気性や透水性などの理学的性に優れ、スギ・ヒノキの生育に適しています。このため、北部から北西部にかけては古くから林業が盛んな地域であり、本計画区の人工林率は 63%と、県平均 56%を大幅に上回っています。

しかし、北部・北西部の林業地域においては、地形が急峻であるなどの理由から、沢沿いの突っ込み線形の林道と、そこから分岐する作業道が主の路網が形成されています。そのため、十分な森林資源を有しているにもかかわらず、路網からの距離が遠いなどの理由から未利用林分も多く存在し、人工林針葉樹の齢級構成は、県全体では 12 齢級がピークであるにもかかわらず、本計画区では 13 齢級がピークとなっています。

また、林業の採算性の悪化に加え、近年深刻度を増しているシカ等による野生獣被害なども相まって、手入れのされない放置森林の増加している状況にあり、森林の有する水源の涵養^{かんよう}や山地災害の防止、地球温暖化防止などの公益的機能の高度発揮に支障を来すおそれがあります。

【計画の方向性】

本計画は、ビジョンの目指す方向性である「林業・木材産業の成長産業化」を軸に、森林資源、地形気象条件、林業及び木材産業の優位な立地性など地域の特性を活かし、消費者のニーズに対応した製品生産体制を推進するなど、木質バイオマスの利用促進と合わせ、森林資源のフル活用を目指します。

特に、50 年生を超えるスギ・ヒノキの人工林が多いことから、森林資源の循環利用を基本とし、木材需要の増大化及び多様化への対応に配慮しつつ、「素材生産量の拡大」に向け、主伐及び搬出間伐の促進に重点を置くとともに、様々な公益的機能の十分な発揮に配慮するため、林地の保全に留意した適切な伐採・搬出計画を促進します。

再造林コストの低減を図りつつ、特に木材生産機能に適した森林において再造林を促進します。

また、広葉樹林及び水源林も多く存在することから、水源涵養^{かんよう}や土砂災害防止等の森林の持つ公益的・多面的機能や生物多様性等にも配慮した森づくりを推進します。

なお、本計画区の北部から北西部にかけては保安林率が高く、公益的機能の高度発揮が求められている地域ですが、シカによる獣害が深刻な状況となっていることから、獣害激甚地を中心に引き続き適切な予防対策を講じることにより、持続可能な林業経営の確立と公益的機能の維持増進を図ることとします。

森林の整備にあたっては、路網整備や伐採搬出作業の機械化、森林経営計画等に基づく森林施業の集約化や長期受託契約による森林整備の推進及び経営規模の拡大の促進とともに

に、森林クラウドシステムの活用など最新のデジタル技術を活用したスマート林業の導入を積極的に進め、さらに、これからの林業を担う人材の確保・育成を図っていきます。

また、平成 31(2019)年4月から森林経営管理制度及びその財源となる森林環境譲与税が創設されたことを踏まえ、市町と十分連携を図りながら森林整備等の取組を進めていきます。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

所管事務所名	市町村名	面積 (ha)
県西環境森林事務所	鹿沼市	31,987
	事務所計	31,987
県南環境森林事務所	足利市	7,695
	栃木市	8,363
	佐野市	20,537
	小山市	541
	下野市	301
	壬生町	374
	野木町	212
	事務所計	38,023
森林計画区計		70,010

- (注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2の規定に基づく林地の開発行為の許可制、同法第10条の7の2に基づく森林の土地所有者となった旨の届出制及び、同法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となります。
- 3 森林計画図の設置場所は、県西環境森林事務所、県南環境森林事務所、関係市役所及び町役場です。
- 4 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 5 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林は、水源の涵養、国土の保全及び快適な生活環境の保全等の公益的機能や木材生産等の多面的機能を有しています。

地域森林計画では、この森林の持つ多面的機能を5つに区分し、すべての森林について機能評価（注）を行っています。

注：「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価

本計画においては、この区分に基づき、森林の整備及び保全に関する基本的な事項を定め、その評価をもとに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮できるよう、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿に誘導することとします。

【森林の機能評価区分】

森林の機能評価区分	
機能	機能の説明
水源涵養機能	・水資源を保持し濁水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	・自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能
快適環境形成機能	・生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	・保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成する機能
木材等生産機能	・木材等森林で生産される資源を培養する機能

(1) 森林の整備及び保全の目標

本計画区は、県の南西部に位置し、6市2町で構成されています。鹿沼市、足利市、佐野市を中心にスギ・ヒノキ人工林施業が行われています。計画区の南東部は首都圏に近接する平地で、消費地とも結びつきが強い地域です。また、南西部に足利県立自然公園及び唐沢山県立自然公園、東部に太平山県立自然公園、北西部に前日光県立自然公園があります。

これらの地域の森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「生物多様性の保全」及び「地球温暖化の防止に果たす役割」並びに「近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化」も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や地域特性に応じた治山施設の整備等により、健全で多様な森林資源の維持造成を推進します。

森林の有する機能の発揮の面から望ましい森林の姿については、次のとおりです。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、山地災害防止／土壌保全などの各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとします。

【森林の有する機能と森林の整備及び保全の基本方針】

森林の機能	整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <small>かん</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とします。 ・伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 ・ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。 ・集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 ・溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とします。 ・樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。 ・風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全を推進します。 ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。 ・施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。 ・将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林資源の現況から計画期間内の森林の整備目標を次のとおり計画しました。

区 分		現 況		計画期末	
		面積 (ha)	材積 (千 m ³)	面積 (ha)	材積 (千 m ³)
面積 (ha)	育成単層林	42,879	15,071	42,789	16,479
	育成複層林	1,467	537	1,557	591
	天然生林	24,012	3,896	24,012	4,077
	計	68,358	19,504	68,358	21,147
森林蓄積 (m ³ /ha)		285		296	

(注) 育成単層林：森林を構成する林木を一度に伐採し、植栽等により単一の樹冠層を構成する森林として維持する施業を行う森林

育成複層林：森林を構成する林木を計画的に繰り返し伐採し、植栽等により樹種や高さの異なる樹冠層を構成する森林として維持する施業を行う森林

天然生林：主として天然力を活用し、成立させ維持する施業を行う森林

2 その他必要な事項

当計画区は、東北新幹線や東北自動車道、北関東自動車道など、大都市近郊からのアクセスが良好な地域です。更に、太平山県立自然公園を始めとした4つの自然公園が存在していることから、県民をはじめ大都市近郊住民の保健・休養の場としての活用を図るための森林整備が重要です。

また、生育不良の人工林や、地理的条件が悪く適正な施業が困難な人工林については、広葉樹などの管理に比較的手入れの容易な樹種への転換や、近年、シカ等による高齢級林分の皮剥被害や新植地の食害が増加していることから、野生獣被害対策に留意した多様な森林整備が重要です。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除きます。）

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「第6 計画量 1 伐採立木材積」を踏まえ、また市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めます。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新（※）を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとします。

なお、主伐に際しては以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とすることとします。

※更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区分	内容
皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

ア 皆伐

一箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐採区域の間に確保することとします。

林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯の設定や伐採区域の形状に配慮することとします。

イ 択伐

択伐にあっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、以下の事項について留意の上実施することとします。

伐採率は、植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、30%以下とします。ただし、伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下とすることができます。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施します。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとします。

ウ 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標別の仕立方法、期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標（利用用途）に応じた林齢で伐採するものとします。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではありません。

単位 径級：cm 林齢：年生

主要樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	目安林齢
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

エ 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とします。なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとします。

オ その他必要な事項

○森林の生物多様性の保全への配慮

伐採の実施に当たっては、森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

○荒廃竹林の対応

長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努めることとします。

○伐採後の適確な更新の確保

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その更新方法を勘案して伐採を行うものとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、下表に示す年齢を標準とします。

留意) 標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

【標準伐期齢】

単位：年生

地 区	主要樹種						
渡良瀬川 地域森林 計画全域	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生針 葉樹	天然生広 葉樹用材 林	ぼう芽に よる広葉 樹
	35	40	30	30	100	100	15

- 注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含みます。
 2 「サワラ」については、「スギ」に、クヌギについては「ぼう芽による広葉樹」に準じます。
 3 鹿沼市の制限林の「ぼう芽による広葉樹」については20年とします。

2 造林に関する事項

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「第6 計画量 3 造林面積」を踏まえ、また市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

(ア) 人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として市町村の区域の森林の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案して、針葉樹ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを主体に、広葉樹ではコナラ、クヌギ類をはじめとする郷土樹種を主体とします。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れます。

なお、苗木の選定については、生長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の使用を進めます。

(イ) 新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を目安として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立方法別に定めるものとします。

単位 本/ha

主要樹種	仕立方法	植栽本数
スギ	密仕立	4,000
	中仕立	3,000
	疎仕立	2,000
ヒノキ	密仕立	4,000
	中仕立	3,000

a 複層林化や混交林化を図る場合の上層木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することを市町村森林整備計画に記載するものとします。

b 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課等と協議の上、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとします。

ｃ 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課等と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとします。

(イ) 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討するものとします。

(ウ) 植付け

気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

また、育苗期間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入に努めるものとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽の一貫作業システムを進めます。

なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下のとおり定めます。

区 分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆伐	2年以内
択伐	5年以内

※伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、コナラ、クヌギ類をはじめとした高木性の郷土樹種を主体に定めるものとします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図るものとします。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて掻き起こし、刈出し、植え込み等の更新補助作業等の施業を実施します。

(ア) 期待成立本数及び天然更新すべき立木本数

森林の確実な更新を図るため、以下の本数を参考に気象及びその他自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めることとします。

単位 本/ha

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ、クヌギ類	10,000	3,000

(イ) 天然更新補助作業の標準的方法

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは掻き起こしを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植え込みを行います。

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3～4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2～4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行います。

なお、更新完了の確認方法については、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内とします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

以下のような天然更新が期待できない森林については、原則として植栽により確実な更新を図るものとし、市町村森林整備計画において基準と区域を定めるものとします。

- 種子を供給する母樹が存在しない森林
- 天然稚樹の育成が期待できない森林
- 林床や地表の状況、病虫獣などの被害状況から天然更新が期待できない森林
- 面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行うものとします。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、「第6 計画量 1 伐採立木材積」及び「第6 計画量 2 間伐面積」を踏まえ、また市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案した上で、生産目標及び仕立・本数に応じた間伐の方法、回数、実施時期、間隔、間伐率、その他必要な事項を定めるものとします。したがって、下表（目安）以外による間伐を制限するものではありません。

ア 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行います。

収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とします。

イ 間伐率は、概ね20～35%とします。（保育間伐では低率、収入間伐では高率）

ウ 間伐により適度な下層植生を有する林分構造の維持に努めます。

エ 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとします。

オ 施業の省力化・効率化の観点から列状間伐の導入を検討します。

カ 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課と協議の上、適切な間伐率等を実施するものとします。

【生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

単位 本数：本/ha、時期：年生

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期（目安年生）							主伐 （目安）
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施します。

○下刈り：1～7年生程度（必要に応じ延長）

○つる切り：10年生前後（回数は適宜）

○除伐：12年生前後（回数は適宜）

○枝打ち：無節の高品質材を生産する場合等に必要に応じて実施

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

本事項では、「II計画事項 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」で定めた森林の有する機能の区分に基づき、機能毎に森林の区域の設定基準及び森林施業の方法に関する指針を定めるものとします。

なお、本計画で定めた森林の有する各機能と各機能に対応する公益的機能別施業森林等の名称は、以下のとおりとします。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)
	山地災害防止機能 ／土壌保全機能		土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健機能維持増進森林)
公益的機能以外の機能	木材等生産機能	木材の生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域は、本計画で定めた森林の有する公益的機能の区分に基づき、公益的機能の高度発揮が求められており、その維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる森林の区域を設定するものです。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法に関する事項を定めるものとします。

また、公益的機能別施業森林の区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意するものとします。

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、保安林等法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分）、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案して定めるものとします。

- (ア) 水源涵養機能維持増進森林
 水源かん養保安林やダムが集水域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【水源涵養機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：水源涵養機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 水源かん養保安林、干害防備保安林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> 湖、ダムが集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 地域の用水源として重要なため池や湧水地溪流等の周辺に存する森林の区域 水源涵養機能の評価区分の高い森林 等

- (イ) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
 土砂流出防備保安林や、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：山地災害防止機能／土壌保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地周辺
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林 山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分の高い森林 等

- (ウ) 快適環境形成機能維持増進森林
 風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【快適環境形成機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：快適環境形成機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 防風保安林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> 風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 快適環境形成機能の評価区分が高い森林 等

- (エ) 保健機能維持増進森林
 保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や生物多様性を保全する必

要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とします。

【保健機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能 （保安林やその他制限林の指定区域） 保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林
（その他の区域） <ul style="list-style-type: none"> ・ キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの地域の保健・教育的利用等に適した森林 ・ 史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・ 希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林 ・ 保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林 等

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小することとします。

また、自然条件や地域の要請等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

a 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林については、災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとします。

b 快適環境形成機能維持増進森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進することとします。

c 保健機能維持増進森林については、憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとします。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を実施することとします。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とします。

長伐期施業において皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散

化を図ることとします。

また、保健機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、郷土樹種を主体とした特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

(木材等生産機能維持増進森林に関する指針)

ア 区域の設定の基準

森林の自然条件や社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とするとともに、その区域内において林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかであり林道等や集落から近い森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」とします。

この際、区域内において、公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進しつつ、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行います。

なお、具体的な伐採・造林・間伐・保育等の森林施業の方法は、前述の「第3 森林の整備に関する事項 1～3」に基づいて実施します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として10t積みトラックの走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなり、多面的機能を有する森林の適正な整備や効率的かつ安定的な林業経営を確立するために不可欠な施設であることから、その役割は益々重要になってきています。そのため、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとします。

開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行います。

改良については、既設路網における通行車両の安全確保、維持経費の節減、林産物の搬出コストの低減等を図るため、計画的かつ効率的に整備を行います。

加えて、林道（林業専用道を含む）については、災害の激甚化や走行車両の大型化に対応した開設、改良を推進することとします。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

本計画区は中傾斜地から急傾斜地が多いが、主に車両系による集材が中心となっています。地形上の制約から、路網は沢沿いの突っ込み林道とそこから枝状に分岐する森林作業道が主であり、林内路網密度は33m/haと県平均の37m/haを下回っています。

路網整備に当たっては、効果的な森林施業を実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

さらに、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や森林作業道から搬出された木材をトラック等に積み込むための土場の確保により、林内からの木材搬出や大型車両による輸送効率を高め、低コスト林業を促進していきます。

なお、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表のとおりです。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m 以上	35m 以上
中傾斜地 (15° ~ 35°)	車両系作業システム	85m 以上	25m 以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系作業システム	60<50>m 以上	20m 以上
	架線系作業システム	5m 以上	5m 以上

(注) 個々の施業地における路網密度の目安

(注) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用します。

(注) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用します。

(注) 基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称

(注)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進します。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）及び栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い開設することとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ適切な搬出方法で行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
本計画区において特定される林分の該当はありません。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

日光林業地域の素材生産の中心を担う鹿沼市は、県内で50ha以上の山林を保有する林家の4分の1が集中し、他地域と比べ所有規模が大きく、自伐林家や林業に熱心な篤林家も多い地域で、属人的な経営が主流となっています。また、森林組合への長期受委託契約による森林整備も推進されています。

森林作業道等については、林道前日光線等の基幹林道をはじめ近年整備が進み、林内路網密度も充実しつつあります。

このような状況から、当地区では意欲のある森林所有者の共同による属地的施業や林業事業体等による積極的な長期受委託契約に基づく森林経営計画作成を促進します。

このために、フォレスターや森林施業プランナーによる普及啓発活動を通じ、森林所有者等に対する長期受委託による施業の働きかけを積極的に行い、面的な施業集約化を推進します。

また、効率的な路網や作業ポイントを配置することで、機械化や未来技術に対応した施業体系を確立し、施業の低コスト化を推進します。

一方、足利市、栃木市、佐野市に位置する山間部は、県南地域の林業地帯であり、地区内には3つの県立自然公園が並存し地域住民に憩い場を提供しているほか、小山市をはじめとした関東平野の一端をなす標高の低い地域は貴重な平地林が点在しています。

このことから、山間部の林業地帯においては、意欲的な林業事業体等による積極的な長期受委託契約に基づく森林経営計画の作成を促進します。

また、平地林においては、身近な里山林の整備や森づくりボランティア活動などのとちぎの元気な森づくりを推進します。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいいます。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

また、森林経営管理制度の実施にあたっては、新たに森林整備に係る業務を市町が担うこととなるため、林業の専門職がない市町への支援として、技術的業務に係る受託機関の体制整備や地域林政アドバイザー制度への専門職の登録を促進します。また、市町職員向けの技術研修や、施業履歴などの森林情報を県と市町・林業事業体で一元管理する森林クラウドシステムの整備・運用などを行い、森林経営管理制度の円滑な導入を促進します。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の養成・確保

新規林業就業者の確保・育成については、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施、技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業従事者のキャリア形成の支援を促進します。

イ 林業事業体の体質強化

通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善、並びに事業量の安定的確保、合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとします。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体の育成や、経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林資源の循環利用を推進するためには、施業集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組み合わせによる効率的な作業システムを構築し、低コスト林業の確立を図る必要があります。

高性能林業機械の導入については、各種補助事業等の活用により積極的に推進してきたところですが、今後も導入促進を継続していくほか、(協)栃木県林業サービスセンターによる共同利用の推進を図ります。

併せて、高性能林業機械等の安全かつ効率的な稼動に必要な専門的な知識、技術を備えたオペレーターの養成を促進します。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材流通のグローバル化を認識し、木材の主用途である「建築用材」をターゲットとして、本県の素材丸太の優良品性を基に生産される無垢材を主体に、とちぎ材の利用促進を図る必要があります。

そのため、建築用材として製品の採用に強い影響力のある中間ユーザー（建築・プレカット・設計・流通）やエンドユーザー（消費者）のニーズ「品質性能・価格・供給量」に対応した製品生産を行うことが重要です。さらに課題となっている高齢化した森林から生産される大径材を活用し、乾燥材など高品質製品の生産量拡大や生産品目の多様化、及び新製品開発等に必要な品質・付加価値（強度性能明示等）・生産効率等を高める木材加工施設の整備を促進します。

さらに、製材の過程で発生したバーク（樹皮）や自動カンナ残材等木質バイオマスを木材乾燥用木質炊きボイラーの燃料に有効活用するなど、循環型工場の確立を目指します。

また、これらの取組の実施に当たっては、素材丸太を供給する川上と連携し、効果的に推進します。

今後の「製材業等」における生産基盤拡充の3原則		
高性能製材施設 (材積歩留り・スピード の向上)	乾燥施設・仕上加工施設 (品質・付加価値の向上)	熱源用木質焚きボイラー等 (木質バイオマスの利用 促進)

【当計画区の特徴と方向性】

特色	<ul style="list-style-type: none"> 川上から川下の垂直連携を構築した企業グループが主体となった製品生産地域 大消費地である首都圏に近いことから流通に恵まれた立地条件 大型の木質バイオマス発電施設の稼働に伴い、未利用材の活用による森林資源のフル活用（カスケード利用）が促進
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後、従来の木造住宅の需要に加え、県内外の非住宅分野における木造建築の増大が見込まれることから、製品市場の他、商社、ハウスメーカー及びビルダー等の様々なユーザーに対応できる生産体制を推進 グレーディングマシン等により強度性能等を明確にした製材及び集成材の生産を推進 木質バイオマス発電施設を安定稼働させるため、木質バイオマスの安定供給体制を構築

(6) その他必要な事項

ア とちぎ材の利用促進

地域の林業・木材産業の振興のためにはとちぎ材を地域で利用していくことが重要であり、平成23（2011）年に策定した「とちぎ木材利用促進方針（平成28年改訂）」に基づき、公共建築物における木造・木質化を推進するほか、平成29（2017）年に制定された「栃木県県産木材利用促進条例（愛称：とちぎ木づかい条例）」に基づき、行政や林業・木材産業事業者だけでなく、県民全体で積極的な木材利用の促進を図っていくこととします。

また、持続的な森林の利用を推進するため、環境保全に配慮、かつ経済的にも継続可能な森林を認証する「森林認証制度」の普及・取得を推進します。

イ その他

山村地域においては、そこに居住する森林所有者等が森林・林業を支えてきており、このことにより、下流域の都市住民等は森林の有する多面的機能の恩恵を少なからず享受するなど、森林は山村と都市を繋ぐ共有の財産であると言えます。

しかしながら、山村地域は、人口の減少・高齢化の進行や林業採算性の低下により集落機能が低下し、地域における資源管理や国土保全活動が困難になりつつあります。

一方、森林の持つ地球温暖化防止機能や生物多様性保全機能に対する社会的要請が高まっていることから、多面的機能を持続的かつ高度に発揮できる豊かな森林を造成することが重要であり、森林・林業に関わる人々が山村に定住して、林業等に従事できるよう山村の活性化を図る必要があります。

このため、森林施業の利便性・安全性の向上や集落間の連絡等のための林道整備な

ど、住みよい山村の環境づくりを進めていきます。

また、近年、都市住民の山村に対する関心の高まりを受け、わさびなどその地域特有の資源を活用した収穫・加工体験を通じた山村と都市との交流を進めるとともに、きのご等の特産林産物をはじめとする地域資源を活用したビジネスの創出等を通じて、多様な就業機会の確保を図るなど、山村地域の振興を促進していきます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
森林施業及び土地の形質の変更に当たって、土砂の流出、崩壊の防止及び水源涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林として、地形、地質、土壌、気象等を考慮して、P55のとおり定めます。
なお、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとします。
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
第3の5(5)林産物の搬出方法等を踏まえ、制限林以外であって、地形、地質、土壌等の自然的条件から判断して、搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障が生じると認められる森林とします。
なお、本計画区において特定される林分の該当はありません。
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
 - ア 林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意すること。
 - イ 土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して実施地区の選定を行うこと。
 - ウ 土地の切取、盛土を行う場合には、法面勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の整備及び水の適切な処理のための排水施設等を設けること。
 - エ その他土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出・崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずること。
- (4) その他必要な事項
林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとします。

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する事項
保安林の適正管理を行い、機能の向上を図るとともに、保安林の計画的な指定拡大を推進します。
- (2) 保安施設地区に関する事項
本計画区において、該当する地区はありません。
- (3) 治山事業に関する事項

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行います。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムを設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図ります。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等ソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図ります。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICT や新技術の施工現場への導入を推進します。このほか、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めます。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

本計画区において、該当する森林はありません。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

近年、野生鳥獣による森林被害は増加傾向にあり、本計画区では鹿沼市、佐野市での被害が多く確認されています。

そのため、食害や剥皮等の被害がある森林又は被害森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保するため、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、シカ及びクマの対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による森林被害状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を最小単位とする「鳥獣害防止森林区域」を設定し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ります。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣被害を防止するため、植栽後は防鹿筒や防鹿柵の設置及び忌避剤の散布、成林後は獣害防止ネット等の設置など、鳥獣害防止施設等の整備

等を行うこととします。また、関係行政機関等と連携した対策を推進し、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携や調整に努めながら、鳥獣被害防止のための捕獲を行っていきます。

(2) その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めます。

4 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策については、松枯れ、ナラ枯れ等森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。

本計画区内の令和2年度の松くい虫による被害量は、1,648m³あり、県全体の28%を占めている。本計画区内の松林面積は、4,825haあり、県全体の35%を占めています。特に、大平山県立自然公園、唐沢山県立自然公園内の松林は、保健・休養機能や風致景観機能等の重要な役割を果たしています。

松くい虫による被害対策については、保全すべき松林に区域を絞って、伐倒駆除等の駆除対策及び地上散布、樹幹注入の予防対策を適切に組み合わせた防除の推進を図ります。また、保全すべき松林を的確に守るため、松くい虫の繁殖源となる周辺松林の計画的な樹種転換の推進を図ります。

ナラ枯れ被害については、全国で急激な広がりを見せている中、令和2年度には本県内でも被害が発生しています。関係機関等との情報共有を密にし、監視体制の強化を図り早期発見に努めるとともに、被害発生時の防除実施体制を構築します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

シカ及びクマの対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域以外でのシカ及びクマによる被害対策の方針は、必要に応じて調査や巡回、情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努め、被害が確認された場合は、速やかに対策を講じます。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、林野火災の多発する3月から5月にかけて「春の山火事防止強調運動」を実施し、森林組合や入山者等に対し、煙草やたき火等の取扱いについて指導するなど、重点的に林野火災の予防活動に取り組みます。また、種々のイベント等において、一般県民に対し、展示等により林野火災の被害を分かりやすく伝えることで、広く林野火災予防意識の普及啓発を図ります。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従います。

第5 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する基本方針に基づき、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、保健機能森林の整備に関する事項を定めます。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能を高度に発揮させることが必要と認められる森林のうち、森林の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、択伐後に郷土樹種を主体とした広葉樹の導入や人工針葉樹林の複層林施業等多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、利用者が快適な散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえながら多様な施設の整備を行うものとします。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達した時に期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定め、建築物の高さは期待平均樹高未満とすることとします。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、防火体制、施設の整備並びに利用者の安全の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐			
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	2,285	2,230	55	885	830	55	1,400	1,400	-	
前 期	1,040	1,015	25	455	430	25	585	585	-	
後 期	1,245	1,215	30	430	400	30	815	815	-	
市	県西環境森林事務所管内	1,179	1,154	25	404	379	25	775	775	-
	鹿 沼 市	1,179	1,154	25	404	379	25	775	775	-
町	県南環境森林事務所管内	1,106	1,076	30	481	451	30	625	625	-
	足 利 市	203	197	6	97	91	6	106	106	-
別	栃 木 市	225	218	7	106	99	7	119	119	-
	佐 野 市	657	641	16	260	243	16	397	397	-
内	小 山 市	8	7	0	7	6	0	1	1	-
	下 野 市	4	4	0	4	4	0	1	1	-
訳	壬 生 町	6	5	0	5	4	0	1	1	-
	野 木 町	4	3	0	3	3	0	1	1	-

- (注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 2 材積欄の「0」は500m³未満であり、「-」は該当なしを示しています。
- 3 前期は、令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までです。
後期は、令和9(2027)年4月1日から令和14(2032)年3月31日までです。

【参考】 主伐面積

単位 面積：ha

区 分		主伐面積
総 数		2,230
前 期		1,130
後 期		1,100
市 町 別 内 訳	県西環境森林事務所計 管 内	1,230
	鹿 沼 市	1,230
	県南環境森林事務所計 管 内	1,000
	足 利 市	170
	栃 木 市	190
	佐 野 市	630
	小 山 市	0
	下 野 市	0
	壬 生 町	0
	野 木 町	0

- (注) 1 本表は伐採立木材積から推計した参考値です。
 2 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
 3 主伐面積欄の「0」は5ha未満を示しています。
 4 前期は、令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までです。
 後期は、令和9(2027)年4月1日から令和14(2032)年3月31日までです。

【参考】 素材生産量

単位：千m3

区 分		素材生産量
総 数		1,608
前 期		797
後 期		811
市 町 別 内 訳	県西環境森林事務所計 管 内	890
	鹿 沼 市	890
	県南環境森林事務所計 管 内	720
	足 利 市	120
	栃 木 市	140
	佐 野 市	460
	小 山 市	0
	下 野 市	0
	壬 生 町	0
	野 木 町	0

- (注) 1 本表は伐採立木材積から推計した参考値です。
 2 数値は、すべて10千m3未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
 3 素材生産量欄の「0」は5千m3未満を示しています。
 4 前期は、令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までです。
 後期は、令和9(2027)年4月1日から令和14(2032)年3月31日までです。

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区 分		間伐面積
総 数		17,460
前 期		7,490
後 期		9,970
市 町 別 内 訳	県西環境森林事務所計 管 内	9,660
	鹿 沼 市	9,660
	県南環境森林事務所計 管 内	7,800
	足 利 市	1,320
	栃 木 市	1,490
	佐 野 市	4,950
	小 山 市	10
	下 野 市	10
	壬 生 町	10
	野 木 町	10

- (注) 1 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 2 前期は、令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までです。
後期は、令和9(2027)年4月1日から令和14(2032)年3月31日までです。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区 分		人工造林	天然更新
総 数		1,880	350
前 期		980	150
後 期		900	200
市	県西環境森林事務所計 管内	860	160
	鹿沼市	860	160
町 別 内 訳	県南環境森林事務所計 管内	1,020	190
	足利市	210	40
	栃木市	220	40
	佐野市	550	100
	小山市	10	0
	下野市	10	0
	壬生町	10	0
野木町	10	0	

(注) 1 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 主伐面積欄の「0」は5ha未満を示しています。

3 前期は、令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までです。

後期は、令和9(2027)年4月1日から令和14(2032)年3月31日までです。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		利用区域面積		前半5カ年 の計画箇所	対函 番号	備考		
開設	自動車道	開設総数 (13)				10,530	m	1,722	ha	6,260			
		県南環境森林事務所 管内計				5,530	m	1,502	ha	2,760			
			足利市		遅 沢 線	500	m	55	ha	○	1		
				岡 田 保 線	600	m	18	ha		2			
				松 月 線	500	m	26	ha	○	3			
				足 利 市 計	1,600	m	99	ha	1,000 m				
			栃木市		梅 沢 鍋 山 線	1,000	m	130	ha	○	4		
				岩 澤 観 音 入 線	200	m	17	ha		5			
				栃 木 市 計	1,200	m	147	ha	1,000 m				
			佐野市		近 沢 線	380	m	444	ha		6		
				岡 田 保 線	800	m	119	ha		7			
				閑 馬 飛 駒 線	400	m	149	ha		8			
				東 作 原 北 線	390	m	346	ha		9			
				大 荷 場 作 原 線	760	m	198	ha	○	10			
				佐 野 市 計	2,730	m	1,256	ha	760 m				
			県西環境森林事務所 管内計				5,000	m	220	ha	3,500m		
			鹿沼市		室 瀬 線	1,700	m	80	ha	○	11		
				栗 沢 線	1,800	m	70	ha	○	12			
				トツラ沢 線	1,500	m	70	ha		13			
				鹿 沼 市 計	5,000	m	220	ha	3,500 m				

注

- 1 区分欄には林業専用道の開設の場合その旨記載しています。
- 2 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量です。

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		箇所数		前半5カ年 の計画箇所	備考	
拡張 (改良)	自動車道	拡張(改良) 総数				31,390	m	458	箇所	15,750	
		県南環境森林事務所 管内計				5,410	m	89	箇所	1,300	
		足利市	粟谷松田線	120	m	2	箇所				
			野山線	200	m	3	箇所				
			大岩月谷線	200	m	2	箇所				
			長石線	100	m	2	箇所	○			
			入山線	200	m	3	箇所				
			中山線	100	m	2	箇所				
			鷹の巣線	200	m	2	箇所				
			小彦谷線	100	m	2	箇所				
			入山長石線	100	m	2	箇所				
			八斗沢線	100	m	2	箇所				
			弁天沢線	100	m	2	箇所				
			足利市計	1,520	m	24	箇所	100	m		
			栃木市	片角観音入線	900	m	5	箇所	○		
		下皆川線		200	m	2	箇所				
		大中寺下皆川線		200	m	2	箇所				
		西山田線		100	m	2	箇所				
		木の西線		100	m	2	箇所				
		野上線		100	m	2	箇所				
		真上男丸柏木線		200	m	2	箇所				
		広戸三谷線		100	m	2	箇所				
		山中広戸線		100	m	2	箇所				
		栃木市計		2,000	m	21	箇所	900	m		
		佐野市	作原沢入線	100	m	3	箇所	○			
			黒沢東線	20	m	3	箇所				
			細尾沢線	10	m	1	箇所				
			黒沢線	50	m	1	箇所				
			小戸線	100	m	3	箇所	○			
			松坂線	10	m	1	箇所				
			長谷場閑馬線	70	m	4	箇所				
			白岩柿平線	100	m	2	箇所				
			近沢線	470	m	2	箇所				
大釜線	10		m	1	箇所						
小室正雲寺線	100		m	2	箇所						
大網入谷線	100		m	2	箇所						
黒沢西線	20		m	3	箇所						
毛野坂線	10		m	1	箇所						
炭屋線	50		m	1	箇所						
西沢線	40		m	1	箇所						
小又線	50	m	1	箇所							
稲村沢線	100	m	2	箇所							

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		箇所数		前半5カ年 の計画箇所	備考		
拡張 (改良)	自動車道		佐野市	唐沢線	40	m	1	箇所				
				落倉沢線	20	m	1	箇所				
				大倉沢線	20	m	1	箇所				
				長石線	100	m	2	箇所				
				牛の沢出原線	100	m	2	箇所				
				大荷場木浦沢線	100	m	2	箇所				
				大荷場作原線	100	m	1	箇所	○			
				佐野市計	1,890	m	44	箇所	300 m			
				東西環境森林事務所管内計	25,980		369	箇所	14,450 m			
					鹿沼市	河原小屋線	500	m	5	箇所	○	
						河原小屋線	500	m	5	箇所		
						河原小屋(支)線	80	m	2	箇所		
						山の神線	200	m	4	箇所		
						山の神(支)線	100	m	2	箇所		
						前日光線	1,000	m	6	箇所	○	
						前日光線	500	m	7	箇所		
						河原小屋三の宿線	1,250	m	9	箇所	○	
						河原小屋三の宿線	1,250	m	9	箇所		
						小川沢線	860	m	5	箇所	○	
						横根線	400	m	7	箇所	○	
						横根線	400	m	8	箇所		
						唐沢線	250	m	3	箇所	○	
						寄栗線	150	m	3	箇所	○	
						寄栗線	150	m	3	箇所		
						萱の手線	200	m	4	箇所	○	
						榊ヶ沢(支)線	250	m	5	箇所	○	
						塩沢線	120	m	5	箇所	○	
						沢口線	150	m	3	箇所	○	
						小水沢線	200	m	4	箇所	○	
						黄金沢線	250	m	5	箇所	○	
						富沢線	100	m	2	箇所	○	
						大出境沢線	50	m	1	箇所	○	
						大出境沢線	500	m	5	箇所		
踏平線	150	m	3	箇所								
榊ヶ沢線	150	m	3	箇所								
シソ沢線	100	m	2	箇所								
二股線	50	m	1	箇所								
火打石沢線	100	m	2	箇所								
大水沢線	100	m	2	箇所								
石裂沢線	60	m	3	箇所	○							
滝の沢線	420	m	5	箇所	○							
小管線	70	m	3	箇所	○							

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		箇所数		前半5カ年の計画箇所	備考
拡張 (改良)	自動車道		鹿沼市	小佐部線	600	m	5	箇所	○	
				茂烏旗線	120	m	5	箇所	○	
				日陰山線	300	m	6	箇所		
				石神向山線	250	m	5	箇所		
				小桧沢線	300	m	5	箇所		
				小桧向線	300	m	5	箇所		
				愛宕線	50	m	1	箇所		
				大荷場木浦沢線	300	m	5	箇所	○	
				大荷場木浦沢線	300	m	5	箇所		
				横平線	300	m	5	箇所	○	
				横平線	300	m	5	箇所		
				羽遠線	300	m	5	箇所	○	
				羽遠線	300	m	5	箇所		
				永野向山線	300	m	5	箇所	○	
				松坂線	50	m	1	箇所	○	
				小川沢線	200	m	4	箇所	○	
				名武戸線	100	m	2	箇所	○	
				板名線	200	m	4	箇所	○	
				桑沢線	100	m	2	箇所	○	
				塩沢二十久保線	250	m	5	箇所	○	
				大栗沢線	100	m	1	箇所	○	
				寺沢線	150	m	3	箇所		
				相沢線	200	m	4	箇所	○	
				蕪根沢線	100	m	2	箇所		
				深程線	200	m	4	箇所		
				落の沢線	100	m	2	箇所		
				羽立線	150	m	3	箇所		
				塩沢線	200	m	4	箇所		
				北村線	100	m	2	箇所		
				御沢線	100	m	2	箇所		
				馬場沢線	200	m	4	箇所		
				追地沢線	200	m	4	箇所		
				大荷沢線	200	m	4	箇所		
湯船沢線	50	m	1	箇所						
赤沼沢線	50	m	1	箇所						
与州加戸沢線	50	m	1	箇所						
ハナレ沢線	150	m	3	箇所	○					
前日光ハイランド線	200	m	4	箇所						
真上男丸柏木線	50	m	1	箇所						
日渡路桑沢線	50	m	1	箇所						
大越路下向山線	50	m	1	箇所						
出口滝之端線	50	m	1	箇所						

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		箇所数		前半5カ年 の計画箇所	備考
拡張 (改良)	自動車道		鹿沼市	森於林線	50	m	1	箇所		
				大佐部線	10	m	1	箇所	○	
				館之越線	500	m	5	箇所		
				室瀬線	1,700	m	5	箇所		
				杓子沢見立線	500	m	5	箇所		
				古戸中入	310	m	2	箇所	○	
				熊の沢	100	m	1	箇所	○	
				佐部沢	250	m	5	箇所	○	
				佐部沢(支)	70	m	4	箇所	○	
				小手の入(支)	140	m	4	箇所	○	
				岩淵	170	m	3	箇所	○	
				境沢	130	m	2	箇所	○	
				殿の入	510	m	7	箇所	○	
				白沢	530	m	6	箇所	○	
				大沢森	210	m	3	箇所	○	
				荻山入	400	m	4	箇所	○	
				羽賀場	100	m	3	箇所	○	
				藤沢	200	m	8	箇所	○	
				畑ヶ入	350	m	9	箇所	○	
				西の入	230	m	4	箇所	○	
				西の入(支)	190	m	4	箇所	○	
				畑の沢	100	m	3	箇所	○	
				笹原田	400	m	2	箇所	○	
信濃沢	200	m	2	箇所	○					
松木沢	300	m	1	箇所	○					
太郎路	100	m	1	箇所						
鹿沼市計	25,980	m	369	箇所	14,450 m					

注 1 区分欄には林業専用道の拡張の場合その旨記載しています。

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長	前半5カ年 の計画箇所	備考	
拡張 (舗装)	自動車道	拡張(舗装) 総数			31,940	m	15,200 m	
		県南環境森林事務所 管内計			2,840	m	800 m	
		足利市	松月線	500	m	○		
			大久保線	500	m			
			高松線	100	m			
			中山線	200	m			
			足利市計	1,300	m	500 m		
		栃木市	道木線	360	m			
			寒沢線	200	m	○		
			栃木市計	560	m	200 m		
		佐野市	近沢線	380	m			
			根古屋線	500	m			
			大荷場線	100	m	○		
			佐野市計	980	m	100 m		
		県西環境森林事務所 管内計			29,100	m	14,400 m	
		鹿沼市	小管線	200	m	○		
			小椋沢線	1,500	m	○		
			寄栗線	300	m	○		
			大出境線	1,500	m	○		
			大出境線	1,500	m			
			滝の沢線	1,000	m	○		
			河原小線	1,000	m	○		
			河原小線	1,000	m			
			勸進坊線	700	m			
			深沢線	1,700	m	○		
			日陰山線	2,100	m	○		
			室瀬線	500	m	○		
			羽古戸線	400	m			
			小椋向線	1,300	m			
			唐沢線	1,000	m			
			茂烏旗線	1,000	m			
			永野向線	2,000	m	○		
			山の神線	800	m	○		
山の神線	1,300		m					
名武戸線	200		m	○				
向山線	100		m	○				
三国線	1,500		m	○				
与州向線	500		m					
福ヶ沢線	300		m					
太郎次線	700		m					
塩沢線	300		m					
堂の入線	300	m						

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長		前半5カ年の計画箇所	備考
拡張 (舗装)	自動車道		鹿沼市	水沢線	300	m		
				大荷沢線	500	m		
				寺沢発光路線	2,300	m		
				大水沢線	1,300	m		
				鹿沼市計	29,100	m	14,400 m	

注
1 区分欄には林業専用道の拡張の場合その旨記載しています。

4-(2) 基幹路網の現状

区分	路線数	既設延長 (km)
基幹路網	317	481
うち林業専用道	0	0

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	27,654	26,754	
水源 ^{かん} 涵養のための保安林	21,759	21,059	
災害防備のための保安林	5,484	5,284	
保健、風致の保存等のための保安林	478	478	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

区分	総数	水源	土砂流出	水害防備	干害防備	保健	備考
		かん養 保安林	防備 保安林	保安林	保安林	保安林	
指定	総数	1,800	1,400	400	-	-	-
	前期	900	700	200	-	-	-
	後期	900	700	200	-	-	-
解除	総数	7	0	7	0	-	-
	前期	7	0	7	0	-	-
	後期	0	0	-	0	-	-

単位：ha

指定 解除 別	種類	森林の所在 市町村	面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
				うち前半5年分		
指 定	総数		1,800	900		
	水源かん養保安林	計	1,400	700		
		鹿沼市	900	450	水資源の ^{かん} 涵養に資する	
		足利市	250	125	//	
		佐野市	250	125	//	
	土砂流出防備保安林	計	400	200		
		鹿沼市	400	200	災害防備に資する	

単位：ha

指定 解除 別	種 類	森林の所在 市 町 村	面積		指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
				うち前半5年分		
解 除	総 数		7	7		
	水源かん養保安林	計	0	0		
		鹿沼市	0	0	公益上の理由	
	土砂流出防備保安林	計	7	7		
		鹿沼市	6	6	公益上の理由	
		佐野市	1	1	〃	
	水害防備保安林	計	0	0		
		栃木市	0	0	指定理由の消滅	
		佐野市	0	0	指定理由の消滅	

- (注) 1 面積欄の「0」は0.5 ha 未満であり、「-」は該当なしを示しています。
 2 前期は、令和4(2022)年4月1日から平成9(2027)年3月31日までです。
 後期は、令和9(2027)年4月1日から令和14(2032)年3月31日までです。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

本計画区において該当はありません。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

本計画区において該当はありません

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数			主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域	総 数	前 期	後 期		
鹿 沼 市	板 荷	8	3	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	菊 沢	2	2	-	溪間工	
	東 大 芦	3	2	1	溪間工、山腹工	
	西 大 芦	3	-	3	溪間工	
	加 蘇	16	3	13	溪間工、山腹工、森林整備	
	栗 野	15	7	8	溪間工、山腹工、森林整備	
	粕 尾	19	15	4	溪間工、山腹工	
	永 野	7	1	6	溪間工、山腹工	
	清 洲	2	2	-	溪間工、山腹工	
	計	75	35	40		
足 利 市	三 重	2	1	1	溪間工、山腹工	
	北 郷	2	1	1	溪間工、山腹工	
	名 草	1	1	-	山腹工	
	三 和	1	-	1	溪間工	
	小 俣	1	-	1	溪間工	
	計	7	3	4		
栃 木 市	皆 川	1	-	1	山腹工	
	寺 尾	5	3	2	溪間工、山腹工	
	富 山	1	-	1	溪間工	
	真 名 子	3	1	2	溪間工、山腹工	
	計	10	4	6		
佐 野 市	田 沼	1	1	-	山腹工	
	野 上	10	5	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	新 合	5	3	2	溪間工、山腹工	
	飛 駒	2	1	1	溪間工	
	葛 生	2	2	-	溪間工、山腹工	
	常 磐	4	3	1	溪間工、山腹工	
	氷 室	4	3	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	計	28	18	10		
合 計		120	60	60		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

本計画において、該当する森林はありません。

7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考	
市 町 村	地 区				
	旧 町 村 林 班				
総 数		24,884	地盤が弱く崩壊が発生しやすく林地が荒廃する危険があるため、樹根及び表土の保全を害する施業及び開発はできる限り避けるものとする。		
県西環境森林事務所管内計		16,644			
鹿沼市	計	16,644			
	菊 沢	2,5~9,11,15,24			33
	東 大 芦	1~2,4~5,8~12,14~15,17,19,23~24,30			157
	北 押 原	9			0
	板 荷	1~3,5~9,15~24,26~39			925
	西 大 芦	1~5,7~9,11~70			5,468
	加 蘇	2~7,9,16~17,19,21~36,38,41~43,45~46			1,770
	南 摩	1,3,5~6,8,10,13,17,19,22			41
	鹿 沼	2			8
	北 犬 飼	8			15
鹿沼市	栗 野	1,4,9~10,12,14~15,17~19,21~54,57~60,63			2,753
	粕 尾	1,4~9,13,15~89,94,96~99,101,105~106			3,857
	永 野	2,5,10~34,43			1,362
県南環境森林事務所管内計		8,239			
足利市	計	996			
	足 利	4,10~11			6
	三 重	3~5			57
	北 郷	4,15~16,24			4
	名 草	1,3,6~7,10~15,19	287		
	三 和	3~4,6,8,10~19,21,24~26,31~32,34	579		
	山 前	2	4		
	小 俣	4~5	59		
葉 鹿		1,3~4	0		

単位：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市 町 村	地 区			
	旧 町 村	林 班		
栃木市	計		303	地盤が弱く崩壊が発生しやすく林地が荒廃する危険があるため、樹根及び表土の保全を旨とする施業及び開発はできる限り避けるものとする。
	栃 木	1~2,4	68	
	皆 川	1,21~22,25	17	
	吹 上	5,9	2	
	寺 尾	1,10,12,14~16,18,22~23,27~31,35	126	
	国 府	2	3	
栃木市	富 山	1~4,6~10,13	40	
	家 中	2~3	5	
	赤 津	2~3	11	
	真 名 子	1,16	12	
	小 野 寺	1~2,5,17~19	19	
佐野市	計		6,909	
	佐 野	1~2,4~13,25	187	
	赤 見	17,20	7	
	田 沼	5~6,13~14	183	
	三 好	1,8~9,15	3	
	野 上	2,6~11,13~48,50~51,53,55~58,62~63	2,567	
	新 合	7~9,13~14,22,24,31,35,56	49	
	飛 駒	1~2,4,6~11,13~15,17~20,25,27~28,30~48,52,54~55,57	1,886	
	葛 生	5,23	18	
	常 盤	1,5~6,20,28,35	90	
	氷 室	1,5~8,11~43,46,49~51	1,919	
小山市	計		3	
	桑	8	3	
下野市	計		0	
	吉 田	3	0	
壬生町	計		26	
	壬 生	1,3	2	
	稲 葉	1,4	2	
	南 犬 飼	1	22	
野木町	計		1	
	野 木	6	1	

- (注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 2 面積の「0」は0.5 ha 未満を示しています。
- 3 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

第7 その他必要な事項

1 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法等

単位：ha

制限林の種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	鹿沼市	板荷	5~7,16~19,21,32	364	制限林の区分別の施業の方法は、表末によります。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
		西大芦	1~2,5,11~19,22~36,59~67	3,518			
		加蘇	16~17,21~23,25~32	1,254			
		栗野	14,17~19,23~37,39~44,47~54,57~58	2,218			
		粕尾	5,15~37,39,40~89,106	3,585			
		永野	5,10~34	1,286			
		東大芦	14	17			
		清洲	5,7,10~11,13~14	233			
	足利市	名草	10~15,19	232			
		三和	14~19	405			
		小俣	4~5	59			
	佐野市	野上	17~45	2,020			
		飛駒	1~2,10,27~28,31~47	1,266			
		氷室	18~37,39~42	1,404			
下野市	吉田	3	0				
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	鹿沼市	加蘇	21,23	0			
		西大芦	12~13,22,26,36,42,66	28			
		板荷	17~18,37	5			
		粕尾	77	0			
		清洲	9	0			
	永野	永野	5	1			
		足利市	三和	3	0		
	佐野市	名草	15	7			
		飛駒	32~33,38	7			
		氷室	23,37~39,41~42	224			
常盤	20	4					
野上	16~18,28,41,43	12					
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地	鹿沼市	西大芦	25~26	0			
	佐野市	飛駒	34	0			
		氷室	38	1			
常盤	20	1					
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地 県立自然公園第3種特別地域	鹿沼市	加蘇	22	0			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域	鹿沼市	西大芦	51~53,56	7			
		加蘇	22	1			
水源かん養保安林 保健保安林	鹿沼市	西大芦	15	10			
水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園第1種特別地域	鹿沼市	栗野	38	8			
水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	栗野	38	39			

制限林の種類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	旧 町 村	林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
水源かん養保安林 干害防備保安林 砂防指定地 県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	西大芦	22,28	5	制限林の区分別の施業の方法は、表末によります。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
水源かん養保安林 干害防備保安林 県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	西大芦	22,27	5			
水源かん養保安林 干害防備保安林 県立自然公園第2種特別地域 鳥獣保護特別保護地区	鹿沼市	西大芦	21	71			
水源かん養保安林 砂防指定地	鹿沼市	板荷	16~17	0			
		西大芦	1~2,11~12,15,17,19,22~24,26,34,38,44~45	22			
		加蘇	17,22~23,25,32	7			
		粟野	31~32,36,41,44,47~48,54	11			
		粕尾	23,25,28~29,43,58,61~62,67~68,70~71,78,81~82	18			
		永野	17,22~23,30	4			
	足利市	三和	14,18	1			
	佐野市	野上	19,27,31,40	6			
		飛駒	27~28,32,34,39~40,43~44,46~47	27			
水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	西大芦	19,22,24~25,34~35	20			
水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園第2種特別地域 県立自然公園第3種特別地域	鹿沼市	西大芦	24	0			
水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園第2種特別地域 鳥獣保護特別保護地区	鹿沼市	西大芦	21	23			
水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園第3種特別地域	鹿沼市	粟野	45	1			
		加蘇	22~23	0			
水源かん養保安林 砂防指定地 鳥獣保護特別保護地区	鹿沼市	西大芦	21	10			
水源かん養保安林 県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	西大芦	15~20,24,26~27,32~35,61~62	365			
		加蘇	24	4			
		粟野	37~38	45			
		粕尾	50~51,74	32			
	足利市	名草	11	23			
水源かん養保安林 県立自然公園第2種特別地域 鳥獣保護特別保護地区	鹿沼市	西大芦	21	1			
水源かん養保安林 県立自然公園第2種特別地域 県立自然公園第3種特別地域	鹿沼市	西大芦	31	1			
		加蘇	24	100			
		粟野	38,46	9			
		粕尾	50	2			

制限林の種類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考			
	市 町 村	旧 町 村	林 班		伐 採 方 法	そ の 他				
水源かん養保安林 県立自然公園第3種特別地域	鹿沼市	西大芦	31,57~58	119	制限林の区分別の施業の方法は、表末によります。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。				
		粟野	37~38,45~46	240						
		粕尾	38~39,41,49~53	135						
		加蘇	22~23	11						
水源かん養保安林 鳥獣保護特別保護地区	鹿沼市	西大芦	21	0						
土砂流出防備保安林	鹿沼市	菊沢	2,5~9,15	26						
		東大芦	2,4~5,8~12,15,17,19,23~24,30	121						
		板荷	1~3,8~9,15~18,20~24,26~38	547						
		西大芦	1~5,7~9,11,22~23,26,36~37,39~50,66~70	1,092						
		加蘇	2~7,9,19,21~23,32~36,38,41~43,45~46	385						
		南摩	5~6,8,10,13,17,19,22	37						
		土砂流出防備保安林	鹿沼市	粟野	1,4,9~10,12,14~15,21~23,28,44,48,50~51,53,58~60,63	154				
粕尾	1,4~9,13,16~17,19,23,81,83~84,94,96~99,101,105			85						
永野	2,5,11,43			71						
清洲	4,7,9,11~12			18						
鹿沼	2			8						
足利市	足利		10~11	5						
	三重		3~5	11						
	山前		2	4						
	北郷		4,15~16,24	4						
	名草		3,6~7,10	25						
	三和		3~4,6,8,10~15,19,21,24~26,31~32,34	170						
	葉鹿		1,3~4	0						
栃木市	皆川		21~22,25	9						
	寺尾		10,12,14~16,18,23,27,29~31	93						
	富山		1~4,6~8	17						
	赤津		2~3	4						
	真名子		1,16	12						
	小野寺		1~2,5,17~19	18						
佐野市	野上		2,6~11,13~20,27~30,41~43,46~48,50~51,53,58	520						
	新合		7~9,13~14,22,24,31,35	44						
	飛駒		4,6~9,11,13~15,17~20,25,30~31,33,47~48,52,54~55	587						
	葛生		23	7						
	常盤		1,6,20,28,35	84						
	氷室		1,5,7~8,11~17,22~23,37~38,40~43,46,49~51	287						
	田沼		14	97						
	佐野		13,25	66						

制限林の種類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	旧 町 村	林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
土砂流出防備保安林 干害防備保安林 県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	西大芦	22	4	制限林の区別の施業の方法は、表末によります。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
土砂流出防備保安林 保健保安林	足利市	三重	3	34			
土砂流出防備保安林 保健保安林	栃木市	富山	4	4			
		赤津	2	4			
	佐野市	葛生	5	10			
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地	足利市	三重	3	1			
土砂流出防備保安林 保健保安林 県立自然公園第2種特別地域	佐野市	佐野	4	2			
土砂流出防備保安林 砂防指定地	鹿沼市	粟野	4,44	0			
		加蘇	32~33,36	4			
		西大芦	1~2,11,37,40,44	10			
		板荷	16	1			
	足利市	三和	11~12	3			
		北郷	16	0			
	栃木市	寺尾	15	4			
		真名子	1	0			
	佐野市	飛駒	11,15,25,47	1			
		氷室	38	0			
常盤		28	0				
土砂流出防備保安林 県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	西大芦	22,70	6			
	足利市	三重	4~5	9			
		北郷	4	0			
	栃木市	富山	9	8			
土砂流出防備保安林 県立自然公園第2種特別地域 都市計画による風致地区	足利市	足利	4	1			
	栃木市	栃木	1	2			
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域	鹿沼市	西大芦	48,50~56	249			
		加蘇	22	5			
土砂流出防備保安林 砂防指定地	鹿沼市	永野	5	1			
土砂崩壊防備保安林	鹿沼市	東大芦	14,17	8			
		板荷	2,16,20,24,28,39	8			
土砂崩壊防備保安林 砂防指定地	佐野市	野上	62	0			
土砂崩壊防備保安林 県立自然公園第2種特別地域 鳥獣保護特別保護地区 都市計画による風致地区	栃木市	栃木	1,4	61			
		皆川	1	3			
土砂崩壊防備保安林 県立自然公園第2種特別地域 都市計画による風致地区	栃木市	栃木	1~2	5			
		富山	10	3			

制限林の種類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	旧 町 村	林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
土砂崩壊防備保安林 鳥獣保護特別保護地区 都市計画による風致地区	栃木市	皆川	1	5	制限林の区別の施業の方法は、表末によります。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
土砂崩壊防備保安林 都市計画による風致地区	栃木市	皆川	1	0	具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。		
水害防備保安林	鹿沼市	菊沢	9,11	1			
		北押原	9	0			
		南摩	1,3	3			
		粟野	18	0			
		清洲	13	5			
	足利市	名草	1	0			
	栃木市	吹上	5	1			
		寺尾	1,22~23,28,31,35	8			
水害防備保安林	栃木市	国府	2	3			
		家中	2~3	5			
	佐野市	佐野	1~2	2			
		赤見	17,20	6			
		田沼	5	4			
		三好	1,8~9	2			
		野上	55~58,63	8			
		新合	56	3			
		飛駒	57	0			
		常盤	5~6	1			
	氷室	6	0				
	壬生町	壬生	1,3	2			
稲葉		1,4	2				
水害防備保安林 砂防指定地	栃木市	寺尾	23,31,35	0			
佐野市	飛駒	57	0				
	新合	56	2				
	野上	57	0				
干害防備保安林	栃木市	富山	4	1			
	佐野市	田沼	6	2			
	壬生町	南犬飼	1~2	22			
干害防備保安林 保健保安林	鹿沼市	菊沢	24	6			
		北犬飼	8	14			
	栃木市	富山	4	6			
		赤津	2	3			
	佐野市	田沼	6	4			
		三好	15	1			
	小山市	桑	8	3			
保健保安林	鹿沼市	北犬飼	8	1			
		東大芦	1	11			
	足利市	三重	3	3			
	栃木市	吹上	9	0			
		寺尾	14	18			
		赤津	2	0			
	野木町	野木	6	1			

制限林の種類	森 林 の 所 在			面積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	旧 町 村	林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
保健保安林 県立自然公園第2種特別地域	佐野市	佐野	4~6,8	44	制限林の区分別の施業の方法は、表末によります。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
		田沼	13	8			
保健保安林 県立自然公園第2種特別地域 鳥獣保護特別保護地区	佐野市	佐野	7~12	41			
		田沼	13	68			
保健保安林 鳥獣保護特別保護地区	佐野市	佐野	9~12	32			
保健保安林 砂防指定地	栃木市	寺尾	14	2			
保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護特別保護地区	佐野市	佐野	11	0			
風致保安林	栃木市	富山	13	0			
砂防指定地	鹿沼市	鹿沼	3	0			
		東大戸	10	2			
		板荷	15,21~22,24,33~34	5			
		西大戸	2,6~8,11~13,15~19,22~23,34,37~44	146			
		加蘇	36~40	32			
		南摩	18	2			
		栗野	2~4,8~9,14,16~17,30,32,35,44,55~56,61~62	60			
		粕尾	23~25,28,65~66,68,70~71,78,81,91	20			
		永野	5,21~22,39~40,43~45	25			
		清洲	7	1			
砂防指定地	足利市	足利	10	0			
		山前	山前	3~4	32		
			北郷	4,15,19,32	18		
			名草	1~6,16,21~25,28,34	134		
			三和	5~8,11~13,20,23~24,28,30,34	34		
	小俣		2~6,9~14	14			
	栃木市	皆川	11,15~18,28	32			
		寺尾	1,4~5,7~12,14~16,19~24,26~27,29,31,33~35	96			
		赤津	12~13	1			
		真名子	1~3,6~7,10~12,17~18	18			
		西方	3	3			
		小野寺	4,7~10,12~13,15~19,21	97			
	佐野市	岩舟	3	4			
		佐野	12	2			
		赤見	2,13~15	68			
		田沼	11	0			
		野上	5~6,16,46,59,62~63	12			
		飛駒	11~16,22,25~26,29,47,49,51~54,57	27			
		水室	3~8,48~49	37			
		葛生	23	7			
常盤		9~10,15~16,21,28,34,36~37	21				
新合	12~15,20~22,26,31,34~38	22					

制限林の種類	森 林 の 所 在			面積	施 業 方 法		備 考			
	市 町 村	旧 町 村	林 班		伐 採 方 法	そ の 他				
砂防指定地 県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	西大芦	22,24,26,35	1	制限林の区分別の施業の方法は、表末によります。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。				
	足利市	北郷	4~5	8						
		三和	33~34	6						
	栃木市	岩舟	3	14						
小野寺		8	1							
砂防指定地 県立自然公園第2種特別地域 鳥獣保護特別保護地区	足利市	北郷	5	9						
砂防指定地 県立自然公園第2種特別地域 都市計画による風致地区	足利市	足利	1	10						
砂防指定地 県立自然公園第3種特別地域	鹿沼市	栗野	45	0						
		粕尾	38	3						
砂防指定地 都市計画による風致地区	足利市	足利	1	8						
	栃木市	栃木	2	4						
		富山	14	0						
県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	西大芦	19~20,26,33,35	8						
		粕尾	39,49~51,56	45						
	足利市	三重	4~7,10	58						
		北郷	2~6,8~9,15~16	113						
		名草	7~10	28						
		三和	21~24,26~31,33~34	109						
	栃木市	富山	2~3,6~9	67						
		小野寺	3~9,17,22~23	106						
		岩舟	3	10						
		皆川	5,7,11	4						
	佐野市	佐野	2~9,14~17,25	104						
		田沼	11,13	17						
		葛生	26~27	14						
県立自然公園第2種特別地域 鳥獣保護特別保護地区	足利市	北郷	5	1						
	佐野市	田沼	13	1						
		佐野	8	0						
県立自然公園第2種特別地域 鳥獣保護特別保護地区 都市計画による風致地区	栃木市	栃木	2,4	14						
県立自然公園第2種特別地域 都市計画による風致地区	足利市	足利	1~4	126						
		北郷	1	5						
	栃木市	富山	10~11,13~14	47						
		栃木	1~3	20						
県立自然公園第2種特別地域	鹿沼市	粕尾	50	9						
県立自然公園第3種特別地域	栃木市	富山	12	2						
県立自然公園第3種特別地域	鹿沼市	粕尾	38~39,49	32						
	栃木市	富山	12	60						
鳥獣保護特別保護地区 都市計画による風致地区	栃木市	皆川	1	14						

制限林の種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
都市計画による風致地区	足利市	足利	1,5~7	79	制限林の区別の施業の方法は、表末によります。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
		三重	8~9	50			
		北郷	1	31			
	栃木市	栃木	1~3	79			
		皆川	1	0			
		富山	11,13~14	58			
史跡名勝天然記念物	下野市	国分寺	4	2			

- (注) 1 面積欄の「0」は、0.5ha未満を示しています。
2 面積は、単位未満を四捨五入しています。
3 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

2 制限林の区分別の施業方法

制限林の区分	施業の方法
保安林	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 33 条第 1 項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号）第 4 条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行います。
自然公園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和 34 年 11 月 2 日付け 34 林野指第 6417 号）に基づいて行います。
砂防指定地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成 15 年 3 月 18 日条例第 5 号）に基づいて行います。
鳥獣保護 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和 39 年 1 月 17 日付け 38 林野計第 1043 号）に基づいて行います。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 5 号）第 15 条の定めるところによるものとします。
文化財保護法 による史跡名勝 天然記念物に係る 指定地域等	文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 125 条の定めるところによるものとします。
都市計画法による 風致地区	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 58 条及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和 44 年 12 月 26 日政令第 317 号）第 3 条の定めるところによるものとします。

3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(1) 高度公益機能森林の区域

単位：ha

市町村	区	域（林班）	面積	保全目的
栃木市	富山4		5	都市周辺における 保健・休養機能 干害防備機能
佐野市	佐野7～8, 11 田沼13 [唐沢山]		50 [10]	都市周辺における 保健・休養機能
地区計			55 [10]	[] 内の面積は 外数

(2) 被害拡大防止森林の区域

単位：ha

市町村	区	域（林班）	面積
栃木市	富山2～3,6		8
佐野市	田沼11		30
地区計			38

(3) 参考

高度公益機能森林

保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が高い特定森林であって、特定樹種以外の樹種からなる森林では当該機能を確保することが困難な特定森林（森林病虫害等防除法 第2条第4項）

被害拡大防止森林

松くい虫等の被害対策を行わなければ、当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大する特定森林（森林病虫害等防除法 第2条第5項）

- (注) 1 [] 内の区域及び面積は、地域森林計画対象外森林であり、参考として記載しています。
2 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

Ⅲ 参 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：ha、%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積				森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林 (林野庁)	国有林 (林野庁外)	民有林	
総 数	169,361	73,162	3,152	-	70,010	43%
県西環境森林事務所 管内	49,064	33,658	1,671	-	31,987	69%
鹿 沼 市	49,064	33,658	1,671	-	31,987	69%
県南環境森林事務所 管内	120,297	39,504	1,481	-	38,023	33%
足 利 市	17,776	7,931	236	-	7,695	45%
栃 木 市	33,150	8,363	-	-	8,363	25%
佐 野 市	35,604	21,782	1,245	-	20,537	61%
小 山 市	17,176	541	-	-	541	3%
下 野 市	7,459	301	-	-	301	4%
壬 生 町	6,106	374	-	-	374	6%
野 木 町	3,026	212	-	-	212	7%

(注) 1 区域面積は、国土地理院公表の令和3年7月1日現在の数値です。

2 国有林面積は令和3年3月31日現在、民有林面積は令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

(2) 土地利用の現況

単位：百ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他	
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地
総 数	1,694	732	409	282	127	553	190
県西環境森林事務所 管内 計	491	337	66	41	25	88	27
鹿 沼 市	491	337	66	41	25	88	27
県南環境森林事務所 管内 計	1,203	395	342	241	102	465	164
足 利 市	178	79	27	20	8	71	30
栃 木 市	332	84	103	81	22	145	43
佐 野 市	356	218	47	34	13	92	30
小 山 市	172	5	81	58	24	85	31
下 野 市	75	3	40	24	16	32	14
壬 生 町	61	4	30	19	11	27	10
野 木 町	30	2	14	6	8	14	6

(注) 1 総数、農地及び宅地は、「栃木県統計年鑑」（令和元(2019)年版）の数値です。森林面積は、国有林令和3年3月31日現在の数値であり、民有林は令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

2 数値は、単位未満を四捨五入してあるので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

3 「0」は、50ha 未満を示しています。

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

単位 面積:ha、材積・成長量:千m3

区分	総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級			5齢級			6齢級			7齢級							
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量					
総数	70,010	19,504	137	326			291	2	0	255	13	2	533	43	4	708	88	5	815	126	5	1,636	270	7					
立木	総数	総数	68,359	19,504	137	326				291	2	0	255	13	2	533	43	4	708	88	5	815	126	5	1,636	270	7		
		針	47,785	16,627	126	252				206			188	10	2	365	35	4	503	72	4	579	105	4	988	203	5		
		広	20,574	2,877	11	74				85	2	0	67	3	0	167	8	0	205	16	0	236	21	0	648	67	1		
	人	総数	総数	44,293	15,602	124	320				288	2	0	238	12	2	394	37	4	532	74	4	592	106	4	997	204	5	
			針	43,990	15,589	124	252				206			188	10	2	364	35	4	502	72	4	579	105	4	985	203	5	
			広	303	13	1	68				82	2	0	50	2	0	30	2	0	30	2	0	13	1	0	12	1	0	
		工	育成単層林	総数	42,831	15,065	119	316				269	2	0	238	12	2	389	36	4	527	74	4	582	104	4	966	197	5
				針	42,539	15,053	119	247				192			188	10	2	359	34	4	500	72	4	569	103	4	954	196	5
				広	292	12	1	68				77	2	0	50	2	0	30	2	0	27	2	0	12	1	0	12	1	0
		林	育成複層林	総数	1,462	537	5	4				18	0	0				6	0	0	5	0	0	10	2	0	31	6	0
				針	1,451	536	5	4				14						5	0	0	2	0	0	9	2	0	30	6	0
				広	12	1	0				4	0	0					1	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	
	地	天	数	総数	54	5	0							16	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0		3	0	0	
				針	1	0																							
				広	53	5	0								16	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0		3	0	0
		然	育成単層林	総数	49	5	0								16	1	0	2	0	0	0	0		1	0		2	0	0
				針	1	0																							
				広	48	4	0								16	1	0	2	0	0	0	0		1	0		2	0	0
		林	育成複層林	総数	5	1	0											0	0	0	1	0	0	0	0		1	0	0
				針																									
				広	5	1	0											0	0	0	1	0	0	0	0		1	0	0
	天然生林	総数	24,013	3,896	13	6				3	0	0	1	0	0	136	6	0	174	14	0	222	20	0	636	66	1		
		針	3,795	1,037	2											1	0	0	1	0	0	0	0		3	1	0		
		広	20,218	2,859	10	6				3	0	0	1	0	0	135	6	0	173	14	0	221	20	0	633	66	1		
	竹林	184																											
	無立木地	1,466																											

(注)1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。
 2 面積欄の「0」は0.5ha未満、材積・成長量欄の「0」は500m3未満を示しています。
 3 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

単位 面積:ha、材積・成長量:千m3

区 分		8齢級			9齢級			10齢級			11齢級			12齢級			13齢級			14齢級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総 数		2,997	546	9	3,728	832	11	4,209	1,042	12	6,842	1,918	17	10,940	3,267	23	12,380	3,837	21	8,817	2,809	12	
立 木	総 数	総数	2,997	546	9	3,728	832	11	4,209	1,042	12	6,842	1,918	17	10,940	3,267	23	12,380	3,837	21	8,817	2,809	12
		針	1,745	401	7	2,572	685	10	3,028	882	11	5,309	1,702	16	7,984	2,832	22	8,518	3,261	20	5,684	2,334	12
		広	1,252	145	2	1,157	148	1	1,181	161	1	1,533	216	1	2,956	434	1	3,862	577	1	3,133	475	0
	人 数	総数	1,743	400	7	2,567	683	10	3,003	876	11	5,240	1,686	16	7,708	2,759	21	7,919	3,094	19	5,010	2,157	11
		針	1,741	400	7	2,564	683	10	3,000	875	11	5,238	1,686	16	7,705	2,759	21	7,918	3,094	19	5,009	2,156	11
		広	2	0		3	0	0	3	0	0	2	0	0	3	0	0	1	0		1	0	
	工 成 単 層 林	総数	1,681	387	7	2,479	660	9	2,883	841	10	5,104	1,640	16	7,497	2,678	21	7,581	2,958	18	4,789	2,057	10
		針	1,679	387	7	2,477	660	9	2,880	840	10	5,102	1,640	16	7,494	2,677	21	7,580	2,957	18	4,789	2,057	10
		広	2	0		2	0	0	3	0	0	2	0	0	3	0	0	1	0		0	0	
	林 育 成 複 層 林	総数	62	14	0	88	23	0	120	35	0	136	46	1	211	82	1	338	137	1	221	99	1
		針	62	14	0	87	23	0	120	35	0	136	46	1	211	82	1	338	137	1	221	99	1
		広				0	0	0													1	0	
	天 然 林	総 数	2	0	0	4	1	0	3	0	0	3	0		4	1	0	4	1	0	4	1	
		針													0	0							
		広	2	0	0	4	1	0	3	0	0	3	0		3	0	0	4	1	0	4	1	
	育 成 単 層 林	総数	2	0	0	4	1	0	3	0	0	3	0		3	0	0	4	1	0	2	0	
		針													0	0							
		広	2	0	0	4	1	0	3	0	0	3	0		3	0	0	4	1	0	2	0	
	育 成 複 層 林	総数										0	0		0	0		0	0		2	0	
		針																					
		広										0	0		0	0		0	0		2	0	
天 然 生 林	総数	1,253	146	2	1,157	148	1	1,203	166	1	1,599	232	1	3,229	507	2	4,457	742	2	3,803	652	1	
	針	4	1	0	8	2	0	28	6	0	71	17	0	279	73	0	600	166	1	675	178	0	
	広	1,248	145	2	1,150	147	1	1,175	160	1	1,528	215	1	2,950	434	1	3,856	576	1	3,129	474	0	
竹 林																							
無 立 木 地																							

(注)1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。
 2 面積欄の「0」は0.5ha未満、材積・成長量欄の「0」は500m3未満を示しています。
 3 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

単位 面積:ha、材積・成長量:千m3

区 分		15齢級			16齢級			17齢級			18齢級			19齢級			20齢級			21齢級以上					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総 数		4,379	1,380	5	2,175	745	2	1,885	637	1	1,339	478	1	1,322	466	1	1,112	410	0	1,672	593	0			
立 木	総数	総数	4,379	1,380	5	2,175	745	2	1,885	637	1	1,339	478	1	1,322	466	1	1,112	410	0	1,672	593	0		
		針	2,746	1,134	5	1,614	662	2	1,315	551	1	991	426	1	957	411	1	900	379	0	1,341	543	0		
		広	1,633	246		561	84		570	86		348	52		365	55		211	32	0	331	50			
	人 数	総数	2,077	958	5	1,264	567	2	1,088	486	1	775	363	1	802	364	1	717	324	0	1,019	450	0		
		針	2,076	958	5	1,264	567	2	1,088	486	1	775	363	1	802	364	1	715	324	0	1,019	450	0		
		広	1	0		0	0					0	0					1	0	0					
	工 成	総数	2,043	943	5	1,220	547	2	1,071	479	1	753	352	1	782	354	1	694	315	0	967	429	0		
		針	2,042	943	5	1,220	547	2	1,071	479	1	753	352	1	782	354	1	693	315	0	967	429	0		
		広	1	0		0	0					0	0					1	0	0					
	林 成	総数	35	15	0	44	20	0	17	7	0	22	11	0	20	10	0	22	9	0	52	21	0		
		針	34	15	0	44	20	0	17	7	0	22	11	0	20	10	0	22	9	0	52	21	0		
		広	1	0																					
	地 天 然 林	総 数	総数				1	0														7	1		
			針				1	0																	
			広																				7	1	
		育 成 単 層 林	総数				1	0															7	1	
			針				1	0																	
			広																				7	1	
		育 成 複 層 林	総数																						
			針																						
			広																						
天 然 生 林	総数	2,301	422	0	910	179	0	797	151	0	563	115	0	520	101	0	395	86	0	646	142	0			
	針	670	176	0	350	95	0	227	65	0	216	63	0	155	46	0	185	55	0	322	93	0			
	広	1,632	246		561	84		570	86		347	52		365	55		210	31		324	49				
竹 林																									
無 立 木 地																									

(注)1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。
 2 面積欄の「0」は0.5ha未満、材積・成長量欄の「0」は500m3未満を示しています。
 3 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積:ha、材積・成長量:千m3

区分	総数	立木地																								竹	無立木地			
		総数						人工林						天然林													総数	伐採跡地	未立木地	
		総数			育成単層林			育成複層林			総数			育成単層林			育成複層林			天然生林										
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹								
総数	面積	70,010	68,359	47,785	20,574	44,293	43,990	303	42,831	42,539	292	1,462	1,451	12	24,066	3,795	20,271	49	1	48	5	-	5	24,012	3,795	20,218	184	1,466	129	1,338
	材積	19,504	19,504	16,627	2,877	15,602	15,589	13	15,065	15,053	12	537	536	1	3,902	1,038	2,864	5	0	4	1	-	1	3,896	1,037	2,859	-	-	-	-
	成長量	137	137	126	11	124	123	1	119	119	1	5	5	0	13	2	10	0	-	0	0	-	0	13	2	10	-	-	-	-
制限林	面積	29,383	29,061	20,523	8,539	19,655	19,527	127	18,843	18,721	122	812	807	5	9,407	995	8,411	27	0	26	5		5	9,375	995	8,380	50	272	34	237
	材積	8,578	8,578	7,358	1,220	7,096	7,091	5	6,787	6,782	5	309	309	0	1,482	267	1,215	3	0	3	1		1	1,478	267	1,212				
	成長量	69	69	65	4	65	65	0	62	62	0	3	3	0	4	1	4	0	0	0	0		0	4	1	4				
普通林	面積	40,626	39,298	27,263	12,035	24,639	24,463	176	23,988	23,819	169	651	644	7	14,659	2,800	11,859	22	1	22	0		0	14,637	2,799	11,837	134	1,194	94	1,100
	材積	10,926	10,926	9,269	1,657	8,506	8,498	8	8,278	8,270	7	228	228	1	2,420	771	1,649	2	0	2	0		0	2,418	771	1,648				
	成長量	67	67	60	7	59	59	0	57	57	0	2	2	0	8	2	7	0	0	0	0		0	8	2	7				

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 面積の「0」は 0.5 ha 未満、材積、成長量の「0」は 500m3未満を示しています。

3 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha、材積：千m3

区分	総数	立木																				地				無立木地				
		総数						人工林						天然林								竹林	総数	伐採跡地	未立木地					
		総数			育成単層林			育成複層林			総数			育成単層林			育成複層林		天然生林											
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹					広葉樹				
総数	面積	70,010	68,359	47,785	20,574	44,293	43,990	303	42,831	42,539	292	1,462	1,451	12	24,066	3,795	20,271	49	1	48	5	-	5	24,012	3,795	20,218	184	1,466	129	1,338
	材積	19,504	19,504	16,627	2,877	15,602	15,589	13	15,065	15,053	12	537	536	1	3,902	1,038	2,864	5	0	4	1	-	1	3,896	1,037	2,859	-	-	-	-
県西環境森林事務所管内計	面積	31,987	31,493	24,539	6,954	24,423	24,337	86	23,319	23,240	79	1,104	1,097	6	7,070	202	6,868	19	-	19	0	-	0	7,051	202	6,849	30	464	73	392
	材積	10,430	10,430	9,503	928	9,455	9,453	3	9,020	9,017	3	435	435	0	975	50	925	1	-	1	0	-	0	974	50	924	-	-	-	-
鹿沼市	面積	31,987	31,493	24,539	6,954	24,423	24,337	86	23,319	23,240	79	1,104	1,097	6	7,070	202	6,868	19	-	19	0	-	0	7,051	202	6,849	30	464	73	392
	材積	10,430	10,430	9,503	928	9,455	9,453	3	9,020	9,017	3	435	435	0	975	50	925	1	-	1	0	-	0	974	50	924	-	-	-	-
県南環境森林事務所管内計	面積	38,023	36,866	23,246	13,620	19,870	19,652	217	19,511	19,299	212	358	353	5	16,997	3,594	13,403	30	1	29	5	-	5	16,962	3,593	13,369	155	1,002	56	946
	材積	9,073	9,073	7,124	1,949	6,147	6,136	10	6,045	6,035	10	101	101	0	2,927	987	1,939	4	0	4	1	-	1	2,922	987	1,935	-	-	-	-
足利市	面積	7,695	7,580	4,386	3,195	3,368	3,319	49	3,309	3,261	48	59	58	1	4,212	1,067	3,145	5	1	5	2	-	2	4,205	1,066	3,139	24	91	16	75
	材積	1,674	1,674	1,230	444	944	942	2	928	926	2	16	16	0	730	289	442	1	0	1	0	-	0	729	288	441	-	-	-	-
栃木市	面積	8,363	7,975	4,429	3,547	3,858	3,747	110	3,762	3,654	108	96	94	2	4,118	681	3,436	10	0	10	2	-	2	4,106	681	3,425	34	353	17	337
	材積	1,772	1,772	1,270	502	1,088	1,083	5	1,062	1,057	5	26	26	0	684	187	497	1	0	1	0	-	0	683	187	496	-	-	-	-
佐野市	面積	20,537	19,940	14,017	5,922	12,538	12,482	56	12,338	12,283	55	201	199	1	7,401	1,535	5,866	14	-	14	1	-	1	7,387	1,535	5,851	74	523	22	502
	材積	5,393	5,393	4,528	865	4,089	4,086	3	4,029	4,026	3	59	59	0	1,304	442	862	2	-	2	0	-	0	1,302	442	860	-	-	-	-
小山市	面積	541	522	167	355	28	28	0	28	28	0	1	1	-	494	139	355	-	-	-	-	-	-	494	139	355	8	10	0	10
	材積	91	91	38	53	7	7	0	7	7	0	0	0	-	84	31	53	-	-	-	-	-	-	84	31	53	-	-	-	-
下野市	面積	301	290	56	234	19	19	0	19	19	0	0	0	-	271	37	234	1	-	1	-	-	-	270	37	233	4	7	0	7
	材積	47	47	14	33	5	5	0	5	5	0	0	0	-	42	9	33	0	-	0	-	-	-	42	9	33	-	-	-	-
壬生町	面積	374	352	81	271	32	31	1	30	29	1	2	2	-	320	50	270	0	-	0	-	-	-	320	50	270	8	15	0	15
	材積	57	57	19	39	7	7	0	7	7	0	0	0	-	50	11	39	0	-	0	-	-	-	50	11	39	-	-	-	-
野木町	面積	212	207	111	96	26	26	0	26	26	0	0	0	-	181	85	96	-	-	-	-	-	-	181	85	96	3	1	-	1
	材積	40	40	26	14	7	7	0	7	7	0	0	0	-	33	19	14	-	-	-	-	-	-	33	19	14	-	-	-	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。
 2 面積の「0」は 0.5 ha 未満、材積・成長量の「0」は 500 m³未満であり、-は該当なしを示しています。
 3 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積:ha、材積:千m3

区分	総数	立 木 地																								無 立 木 地				
		総 数			人 工 林									天 然 林												竹林	総数	伐採跡地	未立木地	
					総 数			育成単層林			育成複層林			総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
総 数	面積	70,010	68,359	47,785	20,574	44,293	43,990	303	42,831	42,539	292	1,462	1,451	12	24,066	3,795	20,271	49	1	48	5		5	24,012	3,795					20,218
	材積	19,504	19,504	16,627	2,877	15,602	15,589	13	15,065	15,053	12	537	536	1	3,902	1,038	2,864	5	0	4	1		1	3,896	1,037	2,859	0	0	0	0
県 有 林	面積	2,679	2,638	2,348	290	2,332	2,311	21	2,277	2,257	20	55	54	1	306	37	269	0			0			306	37	269	3	38	6	33
	材積	596	596	557	40	548	547	1	533	533	1	14	14	0	48	10	39	0			0			48	10	39				
市 町 村	面積	782	719	525	194	438	434	4	409	405	4	30	30		281	90	190	4	0	4	0		0	276	90	186	3	60	13	47
	材積	181	181	154	27	133	133	0	125	125	0	8	8		48	22	27	1	0	1	0		0	48	22	26				
財 産 区	面積	2,178	2,132	1,333	799	1,333	1,284	49	1,303	1,254	49	30	30		799	49	750				2		2	797	49	748		46	4	41
	材積	517	517	409	108	396	395	1	386	385	1	10	10		122	14	107				0		0	121	14	107				
私 有 林	面積	64,371	62,870	43,580	19,291	40,189	39,960	229	38,842	38,623	218	1,347	1,337	11	22,681	3,620	19,062	44	1	44	3		3	22,634	3,619	19,015	178	1,322	106	1,217
	材積	18,209	18,209	15,506	2,703	14,526	14,514	11	14,020	14,010	11	505	505	1	3,683	992	2,692	4	0	4	0		0	3,679	992	2,687				

- (注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。
 2 面積の「0」は0.5ha未満、材積の「0」は500m3未満を示しています。
 3 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積 : h a

区分 市町村	保安林					砂防指定地	自然公園						自然環境保全地域の特別地区	鳥獣保護法による特別保護地区	都市計画法による風致地区	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	絶滅のおそれのある野生動物の保存に関する法律の管理地区	合計	
	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他保安林	計		国立公園			県立自然公園									
							第二種特別地域	第三種特別地域	小計	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域							小計
総数	(6) 19,438	(78) 5,296	(3) 96	(235) 590	(322) 25,187	(222) 1,223	-	-	-	(8) 8	(1,033) 1,969	(904) 998	(1,562) 2,617	-	(356) 356	(464) 627	2	-	(2,925) 30,012
県西環境森林事務所管内計	(6) 13,738	(42) 2,891	(3) 18	(162) 204	(213) 16,690	(135) 433	-	-	-	(8) 8	(736) 796	(901) 936	(1,262) 1,382	-	(105) 105	-	-	-	(1,715) 18,610
鹿沼市	(6) 13,738	(42) 2,891	(3) 18	(162) 204	(213) 16,690	(135) 433	-	-	-	(8) 8	(736) 796	(901) 936	(1,262) 1,382	-	(105) 105	-	-	-	(1,715) 18,610
県南環境森林事務所管内計	- 5,700	(36) 2,404	- 77	(73) 386	(109) 8,497	(87) 790	-	-	-	- 1,173	(298) 62	(2) 62	(300) 1,235	-	(250) 250	(464) 627	2	-	(1,210) 11,401
足利市	728	(7) 274	-	(35) 37	(42) 1,004	(18) 278	-	-	-	-	(53) 507	-	(53) 507	-	(11) 11	(154) 309	-	-	(277) 2,109
栃木市	-	176	77	(18) 68	(18) 303	(29) 275	-	-	-	-	(83) 369	(2) 62	(85) 430	-	(97) 97	(309) 317	-	-	(539) 1,423
佐野市	4,972	(28) 1,955	0	(17) 246	(46) 7,156	(40) 237	-	-	-	-	(162) 298	-	(162) 298	-	(142) 142	-	-	-	(390) 7,833
小山市	-	-	-	(3) 7	(3) 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(3) 7
下野市	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
壬生町	-	-	-	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
野木町	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

75

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 面積の「0」は0.5 ha未満、「-」は該当なしを示しています。

3 () 書きは、他の制限林との兼種で、下段の内数です。

(6) 樹種別材積表

単位 材積：千m³

林種	樹種				
	針		葉 樹		
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	その他
総数	10,596	4,642	1,331	42	15
人工林	10,595	4,639	304	41	10
天然林	1	3	1027	1	5

単位 材積：千m³

林種	樹種										
	広 葉 樹										
	キリ	ポプラ	クヌギ	ナラ類	アカシア	ハンノキ	ケヤキ	カエデ類	ヤマザクラ	エンジュ	その他
総数	0	0	60	6	2	0	1	0	0	0	2,809
人工林	0	0	1	4	0	0	1	0	0	0	7
天然林	-	-	59	1	1	0	0	-	-	0	2,802

- (注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。
 2 材積の「0」は500m³未満、「-」は該当なしを示しています。
 3 令和4(2022)年3月31日現在の数値です。

(7) 特定保安林の指定状況

本計画区において、該当する森林はありません。

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：h a

区 分	荒 廃 地		荒廃危険地
	崩 壊 地	地すべり地	
総 数	541	2	2,526
県西環境森林事務所 管内	262	2	1,229
鹿 沼 市	262	2	1,229
県南環境森林事務所 管内	279	-	1,297
足 利 市	80	-	367
栃 木 市	30	-	238
佐 野 市	169	-	692
小 山 市	-	-	-
下 野 市	-	-	-
壬 生 町	-	-	-
野 木 町	-	-	-

- (注) 1 面積欄の「-」は該当なしを示しています。
 2 令和3(2021)年3月31日現在の数値です。

(9) 森林の被害

単位 面積 : h a

区 分	火 災			病 虫 害			獣 害			気 象 害		
	面 積			面 積			面 積			面 積		
	H30	R元	R2	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30	R元	R2
総 数	0.00	9.74	0.37	7.21	6.50	5.59	19.43	14.41	19.57	2.69	13.78	0.33
県西環境森林事務所 管内 計	0.00	0.17	0.20	-	-	-	6.19	3.27	8.77	2.69	2.40	0.20
鹿 沼 市	0.00	0.17	0.20	-	-	-	6.19	3.27	8.77	2.69	2.40	0.20
県南環境森林事務所 管内 計	-	9.57	0.17	7.21	6.50	5.59	13.24	11.14	10.80	0.00	11.38	0.13
足 利 市	-	9.48	0.05	0.92	0.82	0.76	2.37	1.15	1.15	-	10.18	0.01
栃 木 市	-	0.06	0.12	2.58	2.32	2.10	1.45	0.51	0.16	-	0.60	0.12
佐 野 市	-	0.03	-	3.37	3.03	2.73	9.42	9.48	9.49	0.00	0.60	-
小 山 市	-	-	-	0.06	0.06	0.00	-	-	-	-	-	-
下 野 市	-	-	-	0.03	0.03	-	-	-	-	-	-	-
壬 生 町	-	-	-	0.20	0.19	-	-	-	-	-	-	-
野 木 町	-	-	-	0.05	0.05	-	-	-	-	-	-	-

(注) 面積の「0」は0.5a未満、「-」は該当なしを示しています。

(10) 防火線等の整備状況

防火管理道	平のたわ線 (鹿沼市)	8 1 5 . 4 m
	清水寺・大中寺線 (栃木市)	6 0 7 . 2 m
	アド山線 (佐野市)	6 7 1 . 3 m
	計	2, 0 9 3 . 9 m

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区 分	総 数	1～5ha 未 満	5～10ha 未 満	10～50ha 未 満	50ha 以 上
総 数	3,063	2,147	369	467	80
県西環境森林事務所 管 内 計	1,311	800	191	270	50
鹿 沼 市	1,311	800	191	270	50
県南環境森林事務所 管 内 計	1,752	1,347	178	197	30
足 利 市	364	282	34	41	7
栃 木 市	489	377	51	54	7
佐 野 市	619	425	81	97	16
小 山 市	127	120	4	3	-
下 野 市	47	45	1	1	-
壬 生 町	58	54	4	-	-
野 木 町	48	44	3	1	-

(注) 2020農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積 : h a

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	126	21,865			119	19,476	
県西環境森林事務所 管 内 計	60	13,684			58	12,137	
鹿 沼 市	60	13,684	2	1,547	58	12,137	
県南環境森林事務所 管 内 計	66	8,181			61	7,339	
足 利 市	14	1,226	2	196	12	1,031	
栃 木 市	12	720	1	169	11	550	
佐 野 市	39	6,234	1	477	38	5,758	
小 山 市	1	1	1	1			
下 野 市							
壬 生 町							
野 木 町							

(注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 市町村別の件数欄は当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定件数です。
(複数市町にかかる森林経営計画については、各々1件として計上しています。)

3 公有林及び私有林の別は、計画作成主体による区分です。

4 数値は、令和3(2021)年3月31日有効の森林経営計画について取りまとめたものです。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積 : h a

市 町 村 別	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	19	13	-	-	
県西環境森林事務所管内計	19	13	-	-	
鹿 沼 市	19	13	-	-	
県南環境森林事務所管内計	-	-	-	-	
足 利 市	-	-	-	-	
栃 木 市	-	-	-	-	
佐 野 市	-	-	-	-	
小 山 市	-	-	-	-	
下 野 市	-	-	-	-	
壬 生 町	-	-	-	-	
野 木 町	-	-	-	-	

(注) 1 面積は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合があります。

2 件数欄は、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権分配計画の件数です。

3 数値は、令和3(2021)年3月31日現在ものです。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積 : h a

区 分	農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘 工場等建物 敷地及び その付帯地	採石採土地	その他	総計
総 数	-	-	39	2	72	113
県西環境森林事務所 管内計	-	-	3	2	22	27
鹿 沼 市	-	-	3	2	22	27
県南環境森林事務所 管内計	-	-	37	-	50	86
足 利 市	-	-	2	-	4	6
栃 木 市	-	-	-	-	6	6
佐 野 市	-	-	14	-	25	40
小 山 市	-	-	4	-	6	10
下 野 市	-	-	-	-	-	-
壬 生 町	-	-	15	-	8	24
野 木 町	-	-	1	-	-	1

- (注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 2 農用地は、田、畑、樹園地、牧草地を含みます。
- 3 面積の「0」は0.5ha未満、「-」は該当なしを示しています。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積 : h a

区 分	原 野	農 用 地	そ の 他	総 計
総 数	-	-	2	2
県西環境森林事務所 管内計	-	-	1	1
鹿 沼 市	-	-	1	1
県南環境森林事務所 管内計	-	-	1	1
足 利 市	-	-	-	-
栃 木 市	-	-	-	-
佐 野 市	-	-	1	1
小 山 市	-	-	-	-
下 野 市	-	-	-	-
壬 生 町	-	-	-	-
野 木 町	-	-	-	-

- (注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているため、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合があります。
- 2 農用地は、田、畑、樹園地、牧草地を含みます。
- 3 面積の「0」は0.5ha未満、「-」は該当なしを示しています。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千m3)
225

第2表 持続的伐採可能量

単位 再造林率:%、材積:千m3

再造林率(%)	持続的伐採可能量(千m3)		間伐立木材積		合計	
		うち前期		うち前期		うち前期
100%	2,250	1,125	1,400	585	3,650	1,710
90%	2,030	1,015			3,430	1,600
80%	1,805	900			3,205	1,485
70%	1,580	790			2,980	1,375
60%	1,354	675			2,754	1,260
50%	1,128	560			2,528	1,145
40%	902	450			2,302	1,035
30%	677	335			2,077	920
20%	451	225			1,851	810
10%	225	110			1,625	695

(注) 1 前期は令和4(2022)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までです。